

# 令和3年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年3月24日（水） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年3月24日（水） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸 和花子	2番議員	出口 裕
3番議員	岡戸 章夫	4番議員	加藤 久幸
6番議員	岡野 豊	7番議員	吉筋 恵治
8番議員	中根 幸男	9番議員	鈴木 托治
10番議員	西田 彰	11番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 5番議員 中根 信一郎  
12番議員 山本 俊康

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	住民生活課長	富田 正治
保健福祉課長	平田 章浩	産業課長	長野 了

建設課長 中村安宏 定住推進課長 小澤幸廣  
学校教育課長 塩澤由記弥 社会教育課長 松浦博  
病院事務局長 鳥居孝文

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議長 ( 亀澤 進 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、  
これから本日の会議を開きます。  
発言の際には、マスクを着用して着座のまま発言してください。  
また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押す  
ようにお願いします。  
ここで、お諮りします。  
森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、  
起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求  
めなければならない」とあります。  
新型コロナウイルス対策のため、本会議は、着座のまま「議長」  
と呼び、挙手をして議長の許可を求めることにしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )  
議長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。  
したがって、発言するときは着座のまま「議長」と呼び、挙手を  
して議長の許可を求めることにしました。  
それでは、会議に入ります。  
日程第1、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例

について」の訂正についてを議題とします。

平田保健福祉課長から、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の訂正についての理由の説明を求めます。

平田保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

( 平田章浩君 ) 保健福祉課長です。ただいま議題となりました議案第8号について、訂正の理由をご説明申し上げます。

令和3年3月2日に提出いたしました、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」のうち、附則第7条第1項第1号に新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免規定の改正がございます。新型コロナウイルス感染症の定義の根拠となる法令が令和3年2月3日に改正され、2月13日から施行されたため、改正法に基づきこの規定を改正するものでございますが、附則第1条の施行期日に誤記載があったことから、適用日を令和2年から令和3年に訂正を行うものであります。

以上、令和3年3月2日提出の議案第8号の訂正の理由について説明を申し上げましたが、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

議 長

( 亀澤進君 ) お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 亀澤進君 ) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の訂正については、許可することに決定しました。

日程第2、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10番、西田彰君。登壇してください。

10番議員

( 西田彰君 ) 10番、西田でございます。私は、三問質

問をさせていただきます。

一問目は、三倉・天方小から森小への統合が間近になり、保護者はもとより、児童は不安と期待が交錯する日々を送ってきたのではないのでしょうか。統合準備会も数回にわたって行われたようですが、バス通学等要望や安全対策、支援体制はどのような形となったのでしょうか。お聞きします。

一、バス通学で出されていた問題点はどのようなことがあり、どのように対策されたか。

二、学習面での違い、地域との密着度の違い等の対応はどのようにしているか。

三、放課後子ども教室あるいは放課後児童クラブの進め方の対応はどうか。

四、緊急時における学校と保護者との連絡体制と、帰宅までの対応はどのようなものになるか。

二問目、後期高齢者の医療費負担が1割から2割は問題だと考えるがどうか。コロナ感染症の終息が見通せない中、菅内閣は今国会に全世代対応型の社会保障を構築するための医療制度改定、一括法案と医療法等改定案という法案を提出いたしました。主な内容は、

75歳以上の窓口2割負担の導入、自治体独自の負担軽減策、解消による国保税引上げ、一定所得以上の世帯に対する児童手当の廃止等であり、特に75歳以上高齢者の2割負担は、採択されれば全国で370万人が対象とされます。75歳以上といえは、最も病気にかかりやすく、治療に時間がかかります。現行1割でも、後期高齢者は平均でも窓口負担年8万円。これは、75歳以上の2倍となり、受診控え、重症化、手遅れが心配されます。そこで、お聞きします。

一、森町の後期高齢者で単身で200万円、二人世帯で320万円を超える対象者は何人と推計されるか。

二、2割負担は大きい。これにより受診控えが更に増加し、病院の経営にも影響を与えるばかりか重症化を招き、命の選択を迫られると共に、医療費の高騰も心配されるがどうか。

三、老人医療費に占める国庫負担は、1989年には45パーセントあり  
ました。2007年には38パーセント。後期高齢者医療制度導入時には、  
35パーセントに低下しています。事務を担う行政として、それを感じ  
取っているか。

三問目、北部地域の命と暮らしを守る取組みを。昨年12月議会  
にて、北部地域の振興策はあるかの質問をさせていただきました。

小中学校の統合で廃校が3校、派出所閉鎖で地域住民の思いはい  
かばかりかと言ったばかりでしたが、今度は天方農協支所が今年1  
2月限りで閉鎖と聞きます。いよいよ行政が住民と真剣に命と暮ら  
しを守る対策を考えなければならない。お聞きします。

一、現状をどう捉えているか。

二、北部では足の確保、買い物、医療、介護コミュニティ等の問題  
解決への対策を早急に検討しなければならないと思うが、どうか。

この三点を質問いたします。

議 長  
教 育 長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 西田議員のご質問にお答えいたします。は  
じめに「小学校統合の準備会での会議内容の詳細」について、私、  
教育長から申し上げます。

三倉小学校、天方小学校と森小学校の学校統合に向け、関係する  
小学校の教諭や各学校のPTA、地域町内会、民生委員・児童委員  
の計31人で構成する統合準備会を、令和2年5月を第一回とし、  
以降7月、8月、10月、12月、2月の計6回に渡り開催してま  
いりました。統合準備会では教育、通学、PTA、事務の4つの分  
野に分かれ、それぞれ統合に係る諸問題の解消に向け検討を進めて  
まいりました。通学分野では、泉陽中学校と森中学校の統合準備会  
で小学校の統合を見すえたうえで検討しましたので、中学校統合時  
の検討結果をもとに、三倉・天方地区の児童が安心して統合後の森  
小学校へ通学できるよう、更なる検討を行ってまいりました。

一点目の「バス通学で出されていた問題は、どのようなことがあ  
り、どのように対策したか」につきましても、「小学校低学年の児

童がバスを乗り換えることが心配」というご意見がございました。  
この対策として、登校時は、町営バス大河内線の終点を森林組合前バス停から、遠州森町バス停まで直行延伸することとし、これにより町営バス大河内線を利用する児童が乗り換えをしなくても、森小学校最寄りのバス停まで来ることができるようになります。

また、「乗り換えの仕方や乗り方の練習の機会を設けてほしい」というご意見がございました。この対策として、9月、12月に実施した3小学校の交流学习からの帰りに、路線バスを利用して下校の練習を行いました。また、3月には、三倉小学校・天方小学校がそれぞれ2回ずつ、統合後のバスでの通学と同じ方法で試験登校を行い、乗り方や乗り換えの方法を練習いたしました。更に、三倉小学校では、秋葉バスサービス株式会社によるバスの乗り方教室を実施し、バス停での待ち方、乗降時のマナー、具合が悪くなった場合や乗り過ぎた場合の対応などを学習いたしました。

下校につきましては、帰宅時間が遅くならないように、また、バスの待ち時間を短くするため、日課の調整をしたり、下級生が上級生と一緒に帰るため、上級生の下校時刻まで安全に待つことが出来る場所を森小学校に設けたりすることといたしました。また、曜日によっては1年生の下校時刻に合うバスがないため、長時間待つことになる課題に対して、該当の日だけ運行する臨時の下校バスを設けることで、待ち時間が解消される見込みとなりました。

また、通学時の安全を心配するご意見がございましたので、乗降する遠州森町バス停から森小学校までの通学路の安全を高めるため、関係する組織と合同安全点検を行い、路側帯を設置して歩行時の安全確保を図りました。

通学途中における対応といたしましては、秋葉バスサービス株式会社やNPO法人やまゆり三倉の運転手に対して、乗り換える時に児童への声かけなどの配慮を依頼しました。加えて、こども110ばんの家を再募集し、こども110ばんの家を示した地図を作成して、保護者へ配布することとしました。

町営バス遠州森町バス停につきましては、「秋葉バスのロータリーを利用することはできないか。」というご質問や、「待合所に雨よけがほしい。乗降場所の検討をお願いしたい。」というご意見をいただきました。秋葉バスのロータリーの利用につきましては、秋葉バスサービス株式会社と協議を行いましたが、自動車ターミナル法に基づくバスの乗降場所として利用するためには、法律上の基準を満たさないことが分かったため、町営バス遠州森町バス停を安全に乗降するスペースを確保できる場所へ移設することといたしました。

また、バス通学に係る費用につきましては、中学校での検討結果にならない、保護者の負担をなくすため町が負担することとしています。

二点目の「学習面での違い、地域との密着度の違い等の対応はどのようにしていくか。」につきましては、学習指導要領に沿って進めておりますので、学習内容に大きな違いはございません。

しかし、三倉小学校及び天方小学校には複式学級があります。この複式学級では、教科により学年を入れ替えて授業を行っておりますので、統合前に学年で学習する内容の履修を完了する必要があるがございます。このため、町では非常勤講師を任用し、複式学級と単式学級での学習の差の解消を図ってまいりました。

また、地域との密着度の違いへの対応につきましては、今年度、三倉小学校、天方小学校それぞれの地区において、総合的な学習の時間や生活科の時間を利用し、三倉小学校ではアマゴやアユの稚魚の放流、授業で学習した内容のみやま荘での発表。天方小学校では田植えや稲刈り等、地域の方々を招いての活動を行っております。

統合後は、各地区での取組みをそのままの形で継承していくことは児童数や立地的な条件を考えると難しいと思われませんが、森小学校の校区が、三倉地区・天方地区を含め広くなることにより、地域を知る活動の活動範囲を三倉地区・天方地区まで広げ、各地区の産業や歴史等について学ぶ機会を設けてまいります。

なお、今年度におきましては、まずは三倉小学校・天方小学校の児童が安心して森小学校と統合できるよう、統合前に森小学校の友達を作ったり森小学校を知ったりするために、総合的な学習の時間を利用して、交流学習の機会を10回ほど設け、三倉小学校・天方小学校の児童が森小学校へ来て学習するだけでなく、森小学校の児童が三倉小学校や天方小学校へ行って学習するなど、お互いの地域での学校生活について理解を深めるよう取り組みました。

三点目の「放課後子供教室、あるいは放課後児童クラブの進め方の対応はどうか。」につきましましては、これまで三倉小学校及び天方小学校で、それぞれ開設していましたが放課後子供教室について実施場所や利用場所、スタッフの確保等の課題がある中、継続の要望がありましたので、実施可能な方法を保護者への意向調査や学校での話し合いの意見などを基に、統合準備会で検討を重ねてまいりました。その結果、全学年5時間で授業が終了する毎週水曜日に、現在の天方小学校の教室や体育館を利用し、三倉・天方地区の希望する児童を対象に合同で実施することとなりました。活動内容につきましては、森町児童館の協力を得て月1回移動児童館を開設するなど、体験学習をはじめ、異学年や地域の方との交流を充実させていく予定です。また、常駐の管理人がいない施設での実施となるため、スタッフは男性を含めた3人体制とし、安全面にも配慮して実施いたします。

なお、放課後児童クラブにつきましましては、昨年10月に担当課である保健福祉課から、三倉・天方小学校児童の保護者へ個別に申込書を配布し、利用希望者からの申込みが済んでおります。

四点目の「緊急時における学校と保護者との連絡体制と、帰宅までの対応」につきましても、統合準備会の中で検討してまいりました。緊急時といいますと、警報発令時・警報解除時の対応が考えられますが、令和3年度から、森小学校では、現在の三倉小学校・天方小学校の基準に合わせ、午前6時30分の時点で暴風、大雨、洪水警報のうち一つ以上の警報が発令されている又は特別警報が発令



されている場合は自宅待機とし、午前8時30分までに警報が解除されない場合は、休校とするよう基準を変更いたします。警報の発令状況については、テレビ等で確認していただきますが、町の同報無線でも自宅待機の放送をするようにしております。また、警報解除時における登校の連絡手段といたしましては、一斉メールを利用した連絡を行いますが、メールを利用しない保護者には、学校から個別に電話連絡をする対応といたします。

小学校の統合準備会では、中学校の統合準備会での取組を踏まえ、更に会議の活性化を図るためグループで討論を行うとともに、いただいたご意見やご質問に対して、次回以降の会議で回答や対策案を提示してまいりました。また、統合準備会で検討したこれらの内容につきましては、9月と1月に三倉地区・天方地区の住民を対象とした説明会を行い周知を図るとともに、毎回の統合準備会の結果を学校から保護者にお伝えしてまいりました。更に、統合準備会の会議資料及び議事録をホームページで公開し、広く周知を図ってまいりました。統合準備会は2月の第6回をもって終了いたしました。今後は、統合後に生じた諸課題等につきましても、その都度解決に向けた対応を図ることとし、統合した学校の子供たちの成長を見守り続け、統合して良かったと思っただけのよう取り組んでまいります。

議 長  
町 長

( 亀 澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太 田 康 雄 君 ) 次に、「後期高齢者の医療費負担1割から2割は問題だと考えるがどうか。」について申し上げます。

高齢者の医療制度は、平成20年に老人保健法による老人保健制度から、高齢者の医療の確保に関する法律により後期高齢者医療制度に移行しました。

後期高齢者医療制度では、都道府県の区域ごとに区域内の全ての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、都道府県内全ての75歳以上の高齢者等を被保険者としております。

保険給付につきましては、給付にかかる費用を、国、県、町など

の公費が5割。国民健康保険などの各医療保険が4割。被保険者が1割をそれぞれ負担し、広域連合から各医療機関に対して療養費等が給付されています。

また、受診の際の医療費につきましては、現役世代並みの所得のある被保険者は3割。その他の被保険者は1割の自己負担金で、医療が受けられております。

さて、少子高齢化が進む中、令和4年度以降団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることから医療費の増加が予想され、国では、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築し医療保険制度の安定的な運営を図るため、後期高齢者医療制度の被保険者で負担能力のある方に、負担能力に応じた範囲で負担をいただくなどの方針が示された「全世代型社会保障の方針について」が閣議決定され、議員ご案内のように今通常国会に法案が提出されたところであります。

1点目の「森町の後期高齢者で単身で200万円、2人世帯で320万円を超える対象者は何人と推計されるか。」についてでございますが、広域連合で昨年12月末現在の被保険者を対象に、本年2月時点の所得情報で試算した資料によれば、当町の被保険者3,247人のうち、単身で年収が200万円を超える方は、178人。後期高齢者が2人以上の世帯で年収合計が320万円を超える方は、176世帯354人となっております。合計で532人となり、率にして16.38パーセントとなります。同様に、現役並み所得者である3割負担対象者は106人。率にして、3.26パーセントと試算されています。参考までに、県内全体の被保険者56万822人のうち、単身で年収が200万円を超える方及び2人以上の世帯で、年収合計が320万円を超える対象者は、合計で12万4,579人。率にして、22.21パーセントとなっております。

2点目の「2割負担により受診控えが増加し、病院の経営にも影響を与えるばかりか重症化を招き、命の選択を迫られるとともに、医療費の高騰も心配されるがどうか。」については、当然のように受診控えが増加すれば病院の経営は厳しいものとなることが予想さ

れますが、受診控えとならないように負担能力のある方にご負担を  
いただく制度設計になるものと考えております。

また、制度において急激な負担増加を抑制する配慮措置がある等  
の新聞報道がされていますが、今国会において審議中でございます  
ので、答弁は差し控えさせていただきます。

現在の後期高齢者医療制度においては、医療費が高額になった場  
合に自己負担限度額を超えた分が払い戻される高額療養費制度や、  
入院の際に「限度額適用・標準負担減額認定証」を交付する制度が  
ありますが、閣議決定された改正の概要では、対象となる所得区分  
の方の扱いについて示されていませんので、今後の動向に注視する  
必要があると考えております。

なお、重症化を招くことによる医療費高騰のご心配につきましては、  
後期高齢者健康診査を推進し、早期発見・早期治療につなげる  
よう配慮してまいりたいと考えております。

三点目の「老人医療費に占める国庫負担の低下」についてであり  
ますが、後期高齢者医療制度では、先に申し上げましたとおり静岡  
県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、医療保険の給付等を行  
い、町は森町後期高齢者医療に関する条例に規定された町において  
行う事務を行うことになっており、具体的には保険料を徴収し、広  
域連合への納付並びに各種届出の進達を行っております。

また、町の一般会計で医療給付のための法定負担金、広域連合運  
営のための負担金及び保険料軽減のための負担金等を負担しており  
ますが、法定負担金は医療費総額から被保険者負担額を除いた費用  
に対する一定割合（12分の1）となっていますので、町の負担は  
国、県と同様に医療費の増減により、負担金が増減することになり  
ます。

議員ご質問の老人医療費に占める国庫負担の低下については、老  
人医療費を含め持続可能な社会保障となるよう国において制度設計  
をしており、法に定められた負担をすることで、後期高齢者医療制  
度が安定的で持続可能な制度となると考えているところでありま

す。

次に「北部地域の命と暮らしを守る取組みを」について申し上げます。

一点目の「現状をどうとらえているか」のご質問でございますが、議員ご案内のとおり、学校統合による泉陽中学校及び三倉小学校、天方小学校の閉校、三倉地区の駐在所の閉鎖、遠州中央農協天方支店の閉店につきましては、それぞれの設置主体により進められているところでございます。最初に、現状についてご説明させていただきます。

まず、学校統合による泉陽中学校及び三倉小学校、天方小学校の閉校でございますが、学校の主体である児童生徒の人間としての成長に視点をあてた考え方を優先し、進めております。

中学校においては、教育活動への影響、学校運営上の困難さ、保護者の声、子どもの発達段階、教育の質の向上等を鑑み、近い将来1校に再編することを視野に入れ、まずは、喫緊の課題を解決するため、令和2年4月に泉陽中学校を森中学校に統合いたしました。

小学校においては、小規模校が抱える教育活動の課題や複式学級の学校運営上の困難さ等を解消するため、令和3年4月に三倉小学校及び天方小学校を森小学校に統合するものでございます。統合準備における詳細につきましては、先ほど教育長からご説明させていただいたとおりでございます。

次に、三倉地区の駐在所の閉鎖でございますが、県警本部地域課管理官及び袋井警察署長から袋井警察署森分庁舎管内の警戒態勢の強化を目的として、令和2年度をもって園田地区、飯田地区にあります駐在所と合わせ3駐在所を閉鎖し、森分庁舎に統合するという説明を受けております。三倉地区の駐在所の閉鎖後の対応につきましては、天方駐在所が担当すると聞いており、森町内3駐在所の廃止によりその人員を森分庁舎に集約配置することによって、現在の森分庁舎の当直勤務の1人体制を当直2人体制の3交替制に変更することができ、24時間対応が強化されるということです。また、三

倉地区につきましては、森分庁舎の体制の強化により、天方駐在所において天方地区・三倉地区に重点を置いた業務が可能になると伺っております。なお、議会の皆様にも警察から同様の説明があったと承知をしております。

次に、遠州中央農協天方支店の閉店でございますが、遠州中央農協の店舗再編成に伴うものであり、日銀によるマイナス金利政策をはじめとするさまざまな環境変化に対応するため、業務の集中化や事業管理費の削減など、経営の安定化に努めてきたものの、今後さらに厳しい状況が見込まれることから、体力のあるうちに経営改革に取り組む必要があります、実施に至ったと伺っております。また、森町管内におきましては、天方支店と飯田支店の2店舗が令和3年11月12日をもって閉店となると説明を受けております。

閉店となる天方支店の今後でございますが、業務内容が森支店に引き継がれる一方で、「よりそいプラザ」と名称を変更し、当面の期間午前中のみ職員1名が常駐し、各種相談、組合員組織の対応、金融・共済担当者への相談内容の取次、購買品の注文・取次、ATMの操作説明等を行う予定とのことです。また、天方支店閉店に伴う地元住民への説明会が3月23日に開催され、店舗再編成について周知するとともに、今後においても農協組合員の負託に応えるため、健全な財務管理と経営の安定化に努めていくと伺っております。

以上、3つの事例について現状をご説明させていただきましたが、統合や閉鎖の実施は、単に施設がなくなるということだけではなく、それぞれの設置主体による合理的な理由があり、先ほどご説明させていただきましたように、実施することで機能強化につながる場合もございます。また、学校の統合について申し上げますと、閉校となる3つの学校につきましては、それぞれ美しい自然環境に恵まれた施設であり、校舎や体育館については、耐震性も備えており、跡地として利活用が可能となります。現在、地域の実情にあった長期的かつ有効的な活用方法を、さまざまな方向から総合的に検討を進めております。令和2年8月には、学校跡地利活用に関する住民ア

ンケート調査を実施し、11月には第1回森町小中学校跡地利活用検討委員会を開催する中で、利活用の方向性を令和4年秋頃までに示すよう検討を進めていくとしたところでございます。議員ご指摘のとおり統合により3校が閉校を迎えることとなりますが、統合を契機に地域の活性化やコミュニティの維持・強化に寄与できるよう、地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「北部では足の確保、買い物、医療、介護コミュニティ等、問題解決の対策を早急に検討しなければならないと思うかどうか」についてお答えします。

町では、三倉・天方地区において、地域住民が今後も住み続けるために、何を問題として捉えているかを把握するため、三倉・天方地区の中学生以上全員を対象にアンケート調査を実施いたしました。天方地区におきましては、平成30年度調査の際対象者1,103人中848人の方から回答をいただき、三倉地区では、令和元年度調査の際対象者717人中611人の方から回答をいただきました。それぞれの調査の回答率は、76.8パーセント、85.2パーセントとなっており、非常に多くの方から回答をいただくことができました。この調査の結果、三倉・天方地区においては、「買い物する店が近くにない」「通学・買い物・通院などの移動」など買い物や移動手段について、不安に感じている回答が多いことがわかりました。

さて、このような調査の結果を踏まえ、最初に、三倉・天方地区の公共交通機関の維持や利便性の向上につきまして、ご説明申し上げます。まず、現状といたしまして、三倉地区の公共交通機関は、民間事業者の秋葉バス「秋葉線」と町の委託により運行しているNPO法人やまゆり三倉による町営バス「大河内線」がございまして、

天方地区につきましては、三倉地区同様の秋葉バス「秋葉線」と株式会社アマガタによる町営バス「吉川線」がございまして、秋葉バス、町営バスともに通学利用が主な利用目的となっておりますが、地域住民の通院、買い物、観光客の移動手段としても有効に利用さ

れているところがございます。公共交通機関の利便性の向上としましては、ダイヤ改正やバス停の移設、運行経路の変更など、必要に応じて実施しております。特に直近の利便性向上策としましては、「大河内線」の14人乗り車両を1台増車し14人乗り車両を2台とすることで、混雑する時間帯においても定員に余裕をもって乗車できるよう進めております。

また、三倉地区におきましては、公共交通機関ではございませんが、新たな通学支援施策としてNPO法人やまゆり三倉から提案をいただき、田能方面、大久保方面の児童生徒専用の「夢街道線」を中学校の統合に合わせ、令和2年度から無償運行を開始したところがございます。

ただいま申し上げました行政中心の支援の一方で、通院支援、買い物支援を主な目的とした住民相互の支えあい体制の仕組みづくりが進んでおります。町では、平成30年度から生活支援体制整備事業として、移動支援担い手養成講座、生活援助ヘルパー養成講座、居場所づくり講座を開催してまいりました。こうした取組みが実を結び、平成31年2月には森町社会福祉協議会内に「もり移動支援調整センター」が設立され、移動支援ボランティアによる「移動支援サービス」を開始いたしました。さらに、令和2年度からは支援ボランティアの協力会員と利用会員の登録制による「同行支援・家事支援サービス」を開始しております。それぞれのサービスにつきましては町全体を対象とした取組でございますが、三倉・天方地区の皆様におきましても通院、買い物等の際に有効にご利用いただいております。

また、買い物につきましては、三倉地区において総菜等食品販売業者が週2回移動販売として三倉デイサービスセンターに訪れ、デイサービス利用者をはじめ、地域の皆様にも広く利用されているところがございます。

次に、医療について申し上げますと、森町病院では現在上野平公民館や大久保地区の三丸会館を利用し、月1回の巡回診療を行って

おります。加えて、地域医療として森町全体を対象とした訪問診療や訪問看護も実施しており、三倉・天方地区の皆様にも利用いただいているところでございます。また、公立森町病院への通院限定になりますが、毎週月曜日・木曜日には大河内方面へ、火曜日・金曜日には大久保方面へ患者バスを無償運行し、通院にかかる支援を実施しております。

最後に介護コミュニティでございますが、三倉地区では通所介護施設として森町社会福祉協議会が運営する三倉デイサービスセンターがございます。センターは「みやま荘」として、平成12年の開所当初から地域の皆様に親しまれてまいりました。利用者についても90パーセント以上の方が三倉・天方地区の方であり、地域の介護事業、介護予防事業を実施するためには、欠くことのできない施設となっております。加えて天方地区においては、令和元年11月に合同会社グラスバレーが運営する小規模多機能ホームよろず庵のサテライト施設として「よろず庵であい」が開所されております。これらの施設利用者についても、半数以上が三倉・天方地区の方であり、在宅介護の処遇困難ケースの対応を中心に利用が進んでいるところでございます。

以上、足の確保、買い物、医療、介護コミュニティ等の取組についてご説明を申し上げましたが、地域の課題は多様化・複雑化してきているのが現状でございます。こうした課題解決・問題解決にあたり厳しい財政状況の中、行政中心の取組だけでは限界がございます。今後におきましても、地域の皆様との連携・協働のもと推進してまいりたいと考えますので、議員の皆さま方をはじめ、地域住民の皆様のご理解、ご協力につきましても、引き続きよろしく願い申しあげます。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長  
10番議員

( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 一問目の小学校の関係でございます。この中で中学校が一年先んじて統合されているということで、そのため



に準備会が開かれ、それをなぞらえながら、今回の小学校の準備会でも話合いがされてきたということでございますが、中学生はもう12歳・13歳・14歳と高学年とも言えると思います。そして、小学校はやはりまだ幼稚園からの1年生ですので、本当に幼児といってもいいと思います。その人たちがバスを利用して通学することでありますので、中学生と同じような考え方では駄目だと思います。この間6回の準備会をやりながらその中で乗車体験もしたということでございますが、実際に三倉から学校まで何回くらい試乗をされたのでしょうか。また、その中で問題点や要望というものが出されているのか。それをお聞きします。

それから三倉・天方地区で行われている地域の皆さんとの交流、アマゴとか田植えとかそういったものが、答弁では今後も続けていきたいということは森小の生徒になるわけですから、当然森小としてそういった交流会をやるということだと思います。その辺の取り組み方がもう少し具体的にあるといいと思いますが、いかがでしょうか。

それから放課後の子ども教室、水曜日に一回天方小で希望者を対象に実施をしていくということで、これは予算付けにもされているようです。3人体制でやるということでありますが、三倉の子どもたちは天方小で子ども教室をやって、そして当然親が迎えに来るのか、それとも秋葉バスで帰るのか、やまゆり三倉が迎えに来るのか。その辺のところはどうなっているのか。

それから緊急時の対応であります。一番父兄が心配されていることが乗車中の異変といいますか、子どもの体調不調とかそういったもの。それから帰ってきた時の降車場所によっては、特に田能や大久保の子ども達は、夏はいいとしても冬は時間的に少し暗くなるかなというところで、その辺の父兄との連絡をこのようにするといった実際の具体的な連絡体制というものがどのようになるのか。学校は今日は休校ですとか、もう少し様子を見てくださいますとかはラインでやるとかと言ってましたけど。やはり普段の時でも、帰りの父

兄の対応も心配されるところではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

そして、二問目で後期高齢者の関係ですけれども、これは今国会に諮られているということですのでどういう方向になっていくか。かなり高齢者団体等が、また、医療関係でも医師会等が、先程も言いましたように重症化を招くとか医療費の高騰が心配ということを書いて、この法案には反対しているということも報道されています。そういう点で、これは少し国会の動きを見なければ分からないわけですけれども、当然森町が、先程質問した様に医療費の高騰とか重症化を招いたりとかそういうことになっていくと、これは大きな問題だと思います。ですので、そのときに町の行政側として負担軽減のような策がとれるのかどうか。そういったところも質問したいと思っています。

また、最後の北部地域の問題であります。農協が撤退をするということは、答弁では民間事業者であるために行政があまり意見を言える立場ではないというように言っておりますが、実際住民はそうは見えないと思うのです。やはり自分たちの身近な金融機関でもあり、農業のサポーターでもある農協が地元から無くなってしまうというのは、非常に不安というものがあると思います。ですから、そこをサポートするのが行政ではないかなと思うわけですが、もう少し不安に答えるような、こういったことを行政は考えていると。一年まではありませんが、今年の12月と聞いていますので、その辺で行政が取れる方策が、もう少し具体的にあってもいいかなと思います。

やはり現状の説明は分かりましたが、住民の不安というのは過疎化の加速、これが非常に心配されていると思うのです。また、そこで生活する手段というものの大幅後退。以前三倉の農協が無くなったときも、郵便局へ移し替えたとかという人も、当然移さないと天方の農協まで行けない。お金を下ろしに行くにも。今度は天方地区の人たちも城下の郵便局へ、今度はお年寄りの人たちも行かないと

下ろせないというようなことになってくるわけですね。そういった生活手段の大幅後退というのは、当然不安というか心配されるところだと思えるのですよね。やはりその辺の対応も、行政は少し考えないといけないと思います。

それから、今夢街道線は児童生徒の専用ということでもあります。一般の乗客、特に一般乗客の中でも高齢者や免許返納した方は、少し補助があつてタクシーを使えたりするということです。また、病院に行くには患者バスがあるということでもあります。この田能や大久保の住民にしてみれば、できればこの夢街道線を使って少なくとも一の瀬までは降りたいと。そういうような要望もあるのではないかと思います。その辺の地元の要望等を聞いているのかいないのか。聞いていればどのように対応をするのか。お聞きしたいと思います。

また、移動販売が週に2回三倉デイサービスにくるということでもあります。やはりこれも正直言つて田能や大久保、そして大河内の皆さんはそこまで行くには大変だというわけで、実際そういった移動販売が北部地域を回るということは、以前ファミリーマートが一宮に出来た。ファミリーマートを運営する遠州中央農協に移動販売の可能性というか、やってもらえそうだねといった話も以前したかと思いますが、それは実際にはできていないということで、その辺の買い物支援というものを、そういうところももう少し充実させないとならないと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長  
学校教育  
課 長

( 亀澤 進 君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。ただいまの西田議員の質問にお答えいたします。まず一点目の小学生の通学について、昨年度の中学校での検討とどのような対応をしたかというご質問についてお答えいたします。

令和2年度の中学校の統合に向けまして、新たに夢街道線を設けまして森林組合前まで夢街道線を設けることといたしました。そこからは大河内線を森中学校まで延伸して、中学校最寄りバス停まで

送るというようなバスの体系又は中学校の授業の予定にあわせたバスの運行について決定をいたしております。その後、当然小学校の統合も視野に入っていたものですから、小学生の保護者も含めて、その次の年を見越した上での体系としておりましたけども、いよいよ小学校の統合に向けて、小学生がそれぞれの家庭からバスに乗って、乗り換えて学校へ行くまでの一通りの流れを再検討をさせていただいております。

一つ目は、森林組合前でのバスの乗り換えにつきましては、中学校での乗り換えですとやはりそれぞれ中学校行き、小学校行きに乗り換える必要があるという中で、できるだけ乗り換えを無くすために夢街道線を中学校へ直進・延伸すること、大河内線を森小学校まで延伸するというようなことで乗り換えの解消を図っております。また、バスの乗り方につきましても、やはりそれぞれの事業主の運行の中で気をつけることを指導いただくとともに、また、ご説明の中にもありましたように、バスの練習の機会というものも年に10回ほど設けております。

また、工夫としてランドセルに地区名とかバス停を記載したテープを貼る等して、例えばバスの回りの大人、運行者、友だち等も含めて、バスの乗り降りについて注意を図るという工夫も検討しております。

また、バスの待ち時間の心配もございます。中学生くらいになりますと、バスの待ち時間について自習でありますとか、時間を勉強等で過ごすというようなこともあるかと思えます。やはり小学生は安全にバスを待機すること、あともう一つは時間をできるだけ短縮することというようなことも心配されておりますので、学校の日課の調整をしております。今までですと、森小学校の日課を全体的に早めましてバスの時間を目途に早めることによりまして、結果として40分ほど森小学校の日課を早める調整をしております。それによりまして、できるだけ早い時間、一本前のバスに乗れるようなタイミングとか、バスを待つ間の教室の確保することによって、安全

に待つというようなことの対応をしております。

また、通学路の安全の心配事につきましては、通学する場所の道路の安全点検を行うことにより、路側帯の設置等々をさせていただいております。いずれにしましても、一通り児童が家から出て学校へ行く。また学校を出て下校するということについて、もう一度中学の検討を基になぞらえまして、安全の確保の対応をしてきたところであります。

また、二つ目の三倉小学校・天方小学校のそれぞれの地区において、地区での交流活動があるということで、今後どのような取組をされていくかというようなことでございます。それぞれの地域におきまして、今まで取り組んできた内容については先ほどの教育長からの答弁のとおりでございますが、やはり学校の規模でありますとか地域において十分地域の皆さんに愛されてくる中での取組であったと思います。従いまして、今後それぞれの学校が一つになって学校区が広がる中で、どのような取組がされていくかという中で、全く同じ取組を継続して行っていくというのはかなり難しいことだと思われまます。ただ、森小学校におきましても、各町内の店舗に生活の授業の中でお邪魔して各店舗の取組みを勉強したり、産業といたしまして、お茶に関する工場見学等で保存会の方に教えていただいたり、観光ボランティアで森町について学習したりとか、森小学校においても地域を知る取組というものをしております。

従いまして、三倉・天方地区の子も森町森地区の取組みを知っていただく。逆に森も三倉・天方地区の活動を知るという一つの良い機会と捉えて、今後も今までのそのような地域との関わりという中で、勉強する機会のフィールドが広がったということで、今後もそのような取組を続けていきたいと考えております。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 制限時間を経過したため、西田議員の一般質問をここで終了します。

ここでしばらく休憩します。

( 午前 10 時 38 分 ～ 午前 10 時 55 分 休憩 )

議 長

( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

ここで、1番川岸和花子議員により、一般質問においてフリップの使用の申出がありましたので、これを許可します。

1番、川岸和花子君。登壇してください。

1番議員

( 川岸和花子 君 ) 1番、川岸和花子です。通告のとおり以下の質問をいたします。

一、人の交流で賑わう、歴史を学ぶまちづくりについて

令和3年度の事業として、旧周智高校機械実習棟を有効利用するための施設改修に、136,000千円の大きな予算が計上されています。そこはシルバー人材センター、教育支援センターわかば等に利用され、あわせて114台収容の駐車場も併設され、一部は隣の森アリーナの駐車場も含め利用者以外の駐車もできるとの説明がありました。森町中心部には駐車場の不足という課題があります。訪れた方も便利に使用できるかと想像をします。そこで、二点伺います。

一、交通安全対策事業として、新田赤松線の整備事業も継続される予定です。そこで、今後の森町中心部におけるまちづくりの俯瞰的な将来ビジョンや目標等、観光の面も含めて伺います。

二、自家用車で森町を訪れる観光客がその駐車場を利用するようになれば、蓮華寺、歴史民俗資料館、周智高校創立者顕彰庭園、鈴木藤三郎墓所、庵山等蓮華寺周辺一帯を歴史を学ぶというテーマで森町を紹介し、感じていただけるエリアとして最適であると考えます。そのような整備はできないでしょうか。

次の質問です。森林環境譲与税で、文化財保護を含めた観光への森林景観整備を。2月26日の静岡新聞で、牧之原市の勝間田城趾が森林環境譲与税を使って整備されているという報道がありました。5年間で約3千万円の予算であり、自然と歴史の両方を保護するという意味で使われた森林環境譲与税の使い道として、全国でも珍しい例だそうです。森町においても、森林に隣接する史跡や文化財も多いです。また、戦国時代からの城跡も多数あります。森林環境譲与税を使って、城跡等を整備してはいかがでしょうか。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 川岸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「人の交流で賑わう、歴史を学ぶまちづくりについて」申し上げます。

一点目の「今後の森町中心部におけるまちづくりの俯瞰的な将来ビジョンや目標」についてのご質問でございますが、都市計画におけるまちづくりという観点で申しますと、森町都市計画マスタープランの全体構想で、第9次総合計画が掲げる「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現のため、「まちを持続し、豊かに暮らし続ける」ためのまちづくりをテーマとして、医療・仕事・居住と交流を融合したまちづくりが重要と示しているところであります。

また、森町都市計画マスタープランでは、全体構想に加え、三倉、天方、森、一宮、園田、飯田の6地区に区分した地域別構想により、各地区のまちづくりの方向性を明らかにし、テーマや目標を掲げているところです。町中心部である森地区は、役場、総合体育館、学校、病院など主要な公共施設が集約し、一定の人口密度によりサービスが維持される商業、福祉施設等も配置され、利便性の高い「暮らしの場」であるとともに、これら施設等での「働く場」ともなっているところであります。また、暮らしの中でお祭りなどの文化を育み、昔ながらの風情が残る街道や町屋などを形成し、魅力を高めてきた歴史があります。

こうした背景を踏まえ、森町中心部におけるまちづくりは、「身近な自然や歴史文化と調和した、住む魅力と訪れる魅力を高め、活気あふれる交流の地域づくり」をテーマとし、その実現のため、「魅力と活気にあふれ、人が集い交流する地域づくり」、「地域の生活や産業、交流を支え強化する道路ネットワークの整備」、「歴史や文化、自然を活かした、誇りと愛着が持てる地域づくり」の3つの目標を掲げてまちづくりを進めることとしております。

これら3つの目標実現のため、役場周辺を地域及び町全体のまちづくりの核として、快適な住環境づくり、道路・交通の整備、歴史

ある町並みなどの地域資源の維持・保全等を推進し、森町中心部のまちづくりに取り組む方針でございます。

また、都市計画マスタープランと同時に策定した森町立地適正化計画では、森町中心部を都市機能や居住を誘導する「まちなか居住促進区域」に位置づけています。今後の更なる人口減少、少子高齢化に対応するため、住宅や生活利便施設の集積により、暮らしを維持するエリアを目指すこととしております。

観光の面では、森町中心部におけるまちづくりの俯瞰的な将来ビジョンや目標について、「遠州の小京都まちづくり」という観点があるかと思えます。議員ご案内のとおり、遠州の小京都を形成する一つの資源である古い町屋や蔵等が点在する森地区中心部へ観光客を誘致することは、遠州の小京都まちづくりの推進において大切な課題であると考えております。しかしながら、古い町屋や蔵等は個人の財産であり、その利活用や保全については所有者の意向や費用負担の面から、なかなか思うように進んでいないのが現状であります。観光の振興では、その場所その地域に、魅力的なもの、人を惹きつけるものが存在しなければならないと考えます。

町といたしましては、森地区中心部の魅力として、古い町屋や蔵等の価値を再認識し、商業的・産業的な利活用等を含め、「遠州の小京都森町」の新たな魅力として、また、町なかの魅力を高める資源としてどう活用できるのか等を研究していきたいと考えております。

二点目の「旧周智高校跡地一帯を『歴史を学ぶ』をテーマに森町を紹介するエリアとして整備はできないか。」について申し上げます。

議員ご案内のとおり、旧周智高校跡地周辺には校舎跡地に周智農林学校創設者である福川泉吾氏・鈴木藤三郎氏を顕彰する庭園が整備され、近くには墓所もあります。また、庵山公園には鈴木藤三郎氏ゆかりの観音像、森の茶業の発展に功績のあった村松吉平氏の顕彰碑や、森の石松浪曲歌碑があります。更に、森町歴史民俗資料館



や蓮華寺があり、先に進めば歴史の散歩道など、森町の魅力である歴史文化・自然を感じられるエリアであり、議員のご発言にありますように、旧周智高校跡地周辺一帯は、森町の歴史を学ぶのに適していると考えます。

その中心となる森町歴史民俗資料館では、館長が「現代版資料館だより」とも言える「資料館フェイスブック」を開設しております。その中で、来館者が昔の農機具を使った体験をしている様子や、四季の草花など資料館周辺の自然の風景、森町の歴史や季節ごとの民俗行事などの紹介、清掃ボランティア活動など多くの情報を写真を交えて随時発信しております。まずは、その資料館フェイスブックの中で、このエリア一帯を散策したくなるような紹介を今まで以上に行ってまいりたいと思います。

また、顕彰庭園付近に解説付きの案内看板を設置したり新たな周遊コースのパンフレットを作成する等で、森町の歴史を学ぶエリアとして整備することも考えられますので、今後関係機関と調整しながら検討してまいりたいと思います。

次に、「森林環境譲与税で文化財保護を含めた観光への森林景観整備を」について申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、税の目的や使い道等が規定されております。この法律において、「森林環境譲与税は、市町村及び都道府県が実施する森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策に要する費用に充てなければならない」とされており、市町村における具体的な用途として、1・森林の整備に関する施策、2・森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、3・森林の有する公益的機能に関する普及啓発、4・木材の利用の促進、5・その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない

ない、と規定されており、また、適正な使途に用いられるよう活用した事業について、年度ごとに公表することが義務づけられております。

令和元年度における森町の取組は、法律の規定に基づき、森林環境譲与税の使途のうち「森林の整備に関する施策」として、森林整備意向調査等業務と林道の維持補修修繕の費用に活用し、「その他の森林の整備の促進に関する施策」として、林地台帳情報の更新、森町森林環境整備促進基金の設置及び積立てを行い、これらの取組みについて、町ホームページ及び広報もりまちで公表させていただいたところです。

令和2年度におきましても、「森林の整備に関する施策」として、森林整備意向調査等業務と林道の維持補修修繕を実施しており、「その他の森林の整備の促進に関する施策」として、森町森林環境整備促進基金への積立てを行うこととしております。

森林環境譲与税の活用は法律の規定に基づいて行うため、「文化財保護」や「景観整備」を主目的とすることは、法律の規定から逸脱してしまう恐れがありますので、使途の基本とされる「森林整備に関する施策」を中心に活用していきたいと考えております。その中で、森林整備を主目的としたうえで、史跡保護などと両立するような活用方法があれば検討していきたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長  
1 番議員

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 最初に、歴史を学ぶまちづくりについての新田赤松線のことです。何故この将来ビジョンというのを伺ったのかといいますと、新田赤松線は50年とは言いませんが50年近く前から計画されて、今まで続いている計画だと伺いました。その中で町民の方から、それくらい前の計画でやる意味があるのかと聞かれたわけです。私はまだ町民になって新しいので、どうなんでしょうとしかお答えできなかったのですが、私個人の意見としては将来的なビジョンが見えていればどんどん進めた方が良くと思います。

先ほど町長が答弁されたように、コンパクトシティという観点からも、また、安全等のまちづくりという点からも、北からも南からも中央にアクセスがしやすいと感じるので、私は進めた方が良いとは思っております。

旧周智高校の機械実習棟の改修の予算のことですけれども、今ある施設をできることから活用していこうとしていくことはとても良いことだと思えますし、そこに更に何が良くて、まとまった駐車場ができるというのは私は本当に良いなと思っております。特にこの頃、このコロナ禍でアウトドアブームというのがきています。蓮華寺から歴史の散歩道コースというのが毎週土日になると結構車が止まっていて、いろんな方がハイキングに行かれています。子どもたちも歩いていけるくらいの、蓮華寺から八景山を抜けて大洞院を抜けるようなちょうどいいハイキングコースになっていますので、人が来ていると。先ほど町長がおっしゃったように、歴史民俗資料館の館長がすごく丁寧に説明をされているので、民俗資料館の評判が良くなってきているということも伺っております。その辺りを、今価値を上げるチャンスではないかなと思ったわけです。蓮華寺を行っていただくと、ちょっと上ると鐘をつける場所もありますし、そこから裏を歩いて山沿いの道があるんですけど、そこを上がっていくと森町の鋳物師の山田七郎左衛門の墓所と碑があります。そこから撮った写真が、町の方の写真なのですが、非常に遠州の小京都を感じるようなすごく景色の良いところなのです。ここからの景色というのも、何か活用できるんじゃないかと。そんな景色があったのかと。そんなにすごく山を登らなくても、蓮華寺の裏に行けばこの景色が見れるということです。その隣の随松寺には、福川泉吾さん・鈴木藤三郎さんのお墓があります。またその向こうの庵山に、先程おっしゃいましたように鈴木藤三郎さんゆかりの観音像、森の石松と遠州の森の茶の碑。また、角屋七平さんの碑、立派な戦没者慰霊塔などすごく価値のあるものが揃っている庵山というところですけども、森町の人には当たり前であって庵山を感じていると思うのですけ

ど、私は庵山がどこから入るかも分からなかったのです。でも、昔はもっと景色が良かったとか、もうちょっと景色を良くしようとかという動きもありますが、そこも非常に魅力があると思います。

また、梅林院も近くにありますが、森アリーナ、周智高校跡地周辺というのは、本当に魅力的な場所だと外からの人は感じると思うのです。そこに駐車すれば、先程おっしゃった蔵とか古い町並みとかにも行けますし、もう少し足を伸ばせば天宮神社にも行ける範囲だと思います。そう考えると、あの辺りに駐車場があるということをもっと周知して、みんなが知ることによって、今のところは小國神社とか大洞院とかアクティ森とか有名なところに皆さん行かれますけど、ちょっと森を知りたい、有名なところは行けるけども森を知るのにはどうしたらいいんだという人が来れる場所になるんじゃないかなど、希望を持っています。そういう面でも、今申し上げたような蓮華寺周辺を一巡りするようなコースに整備することは意味のあることだと思いますが、いかがでしょうか。

議長  
建設課長

( 亀澤 進 君 ) 中村建設課長。

( 中村安宏 君 ) 建設課長です。川岸議員の再質問の一つ目のご質問で、新田赤松線に関するご質問でありました。

この新田赤松線というのは、路線としては結構長い路線でありまして、起点を県道掛川天竜線の森町病院の辺りを起点としまして、終点は袋井春野線の川向地区の交差点までの区間になっております。

この路線の整備といたしましては、計画決定から50年経っているということでご質問の中にもありましたけども、整備といたしましては、この起点から終点までの間、区画整理等を活用いたしまして、徐々にではありますが整備を進めてきたというような経緯があります。今回、最後に残っております町中の整備を今回していこうというところで考えております。

この新田赤松線は、やはり残った区間の整備をすることによって初めて路線としての価値が出てくると考えております。今回整備す

る区間につきましては、天宮の区画整理の境から郵便局の交差点までということになっておりますけども、イメージしていただきますと、この町中を貫くような形、線形の路線になります。これが完成しますと、沿線につきましては先程答弁の中にもありましたけれども、公共施設、学校や郵便局、役場、それから保健福祉センター、消防署等利便性の高い施設が集約した路線になる、利便性の高い環境になるのではないかと考えております。

それから、同時に沿線には先程おっしゃいました、ちょっと入りますと、路線を背骨にして少し入りますと蓮華寺もありますし、神社もありますし、歴史的に価値の高い建築建造物、それから由緒のあるような場所も点在するような、この路線を背骨としてそういうところに容易にアクセスが可能になるというようなイメージをしております。今までこういったような場所を来訪者の方等に案内するにあたりましては、それこそ町中の入り組んだ一方通行の道等を案内して、分かりづらい案内をするようなことにもなっておりましたけども、こういうところが解消されたりするというようなイメージをしております。

最終的にはこの路線の整備によりまして、今説明したとおり中心部については公共施設等を集約しておりますし、非常に住む方にとっても住みやすい区域になりますし、観光客等も訪れやすい場所になってくるということで、町全体としてもこういった公共施設へのアクセスも容易になってくる路線になってきますので、今後も計画を進めて、早期に完成させたいということで考えております。以上です。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) ただいまの新田赤松線の件につきまして、少し補足をさせていただきます。確かに都市計画決定からは50年近く経っているわけでありますが、その間何もしてこなかったわけではなくて、その時代その時代毎にさまざまな手法を用いて、この路線の整備を進めてきております。そして、いよいよ残り区間が7

20メートルぐらいとなってまいりましたので、その残り区間を整備をすることで、路線として完成したいと、そのような考えで事業に取り組んでいるところでございます。今まで何もしてこなかったのでは無くて、今までさまざまな区画整理であるとか、いろいろな手法を用いて整備をしてきた最後のところを結ぶというのが今取り組んでいる事業でありますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。川岸議員の歴史を巡るとい  
うか、そういうことをテーマにしたルート整備に係る再質問でござ  
います。まず、町の観光振興については、現時点で観光協会と連  
携して情報発信・PRということを中心に実施しているところでござ  
います。テーマとしては、花巡りであるとか紅葉であるとか、舞  
楽を含めたお祭り等々がございます。基本的には観光施設やイベン  
ト主催側が積極的に取り組むものに対して、情報発信・PRというこ  
とを行っているところでございます。

また、観光協会のホームページにおいては、森町さんぽと題して  
テーマ別に観光コース案を提示しているところでありまして、その  
中でも歴史文化を切り口としているものもございます。

ご質問の中で、観光的視点と、教養的視点といいますか歴史を学  
ぶことの視点というものは、そこは二つあると思います。例えば観  
光的視点で来られる方は、こういう歴史もあるんだなぐらいの関わり  
方でいろいろなところを巡りたいという思いもあると思います。  
その一方で、歴史を学びたいという方にとっては一つの所で留まっ  
て、専門的知識で学んでいきたいというところがあると思います。

観光振興という観点からは、基本的には観光振興・観光イベント  
しての情報発信・PRということを中心に実施しているところであ  
ります。その中にそういったものも加えるということも一案ではあ  
りますけども、それはそれとしておそらく観光客は、いろいろな情  
報が盛り込まれすぎても分かりにくいといったところもあると思い

ます。なので、そこを二つ一緒にと盛り込みすぎてもどうかという点がございます。

しかしながら、これまで観光振興と文化振興については表裏一体、密接に繋がっているところがあると思います。現状でも産業課の観光部門と、社会教育課の文化振興部門とが連携をとって進めているところがございます。また、森町における観光と歴史文化の関連性につきましては、遠州の小京都まちづくり基本構想・基本計画においても整理し、推進しているところがございます。コース整備といった観点ですぐ上がってくる課題は、全てが町の土地では無いということです。要は、あそこに持っている方々のある施設であっても通り道であっても、当然私有地でありその方々の協力を得なければなりません。そこには、そこを整備したとするならば当然ある程度の投資も必要ですし、PRしていくということは、安全にそこを歩いていただく為の整備が必ず必要になってきます。そうしますと、ただ勝手に歩いてくれればいいよ、危険はお任せしますよということでは中々難しいところがありますので、そこら辺の課題というものがまず上げられると思います。そういった課題を整理しながら、ご案内のとおりおっしゃるご発言があったように、森町の歴史や文化については魅力的なものと考えておりますので、そこをうまく引き出せれば観光振興に繋がると考えております。引き続き観光部門と文化振興部門と連携しながら、観光振興・観光誘客につなげてまいりたいと思っております。以上です。

議長  
1 番議員

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 新田赤松線の件は、承知いたしました。

今の産業課長のお話の中で、観光の部分と文化の部分というのは確かに両方あって、あまりにも情報が多すぎても観光客が当惑してしまうというのも良く分かります。

例えばですが、先日町長がおっしゃったように文化会館の前に石碑の寄附を受けて、杭迫白樹先生の字で遠州の小京都という文字が書かれた石碑が建ちました。すごく渋い感じのかっこいい石碑なん

ですけども、その文字の下には江戸日本橋まで60里、小田原宿まで40里、京都三条大橋まで65里と書かれています。それで、飯田にある山名神社と外郎家のつながりということなのですが、何故ここに小田原宿が入っているのかということ、これをじゃあどこで学ぶのですか。その文字をどこで観光客は知るか。

また、今やっているんですけども、袋井で高平山の企画展をやっています。これは袋井市の西楽寺の奥院ということで、この遍照寺の大仏。じゃあこの大仏はどうやって建てられて、なぜそんなところに大仏があるのかという。この大仏は、先程の鋳物師山田七郎左衛門さんが中心になって制作されたということさえも、どこで知りましょうか。それを学べるのは、私はやっぱり今は民俗資料館がすごく重要な役割を担っているのではないかなと思います。森町はどういう理由で森町なのか。そこを知る場所になるというか。

先ほど、産業課長もご案内あったように、擬似観光体験のPR動画が出来上がったじゃないですか。そういうのを映像で流したり、また普段見られない祭りの映像を流したり、この間の疑似体験の動画もすごく興味をそそられるというか、ちょっと行ってみたいと思うような動画でした。そういうものを常に流す場所、それが民俗資料館かもしれないし、もしかしたらこれから人が沢山アリーナに集まってくるならば、アリーナで流すという方法もあると思います。そうすると、アリーナにまず駐車するというのをこれからの想像した時に、なにかそこで観光案内みたいな役割も担っていけるのではないかなと思うんです。例えばレンタサイクルをそこに置くとか、そういう方法も考えられないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 川岸議員の再質問にお答え申し上げます。趣旨といたしましては、歴史文化を学ぶ拠点づくりといった観点かと思っております。拠点づくりにつきましては、遠州小京都まちづくりの基本計画にも載ってございますけども、その拠点にどういう機能



を持たせるのか。あとは、場所はどこがいいのか。じゃあその拠点がそこだけにある、やはり全体として、拠点もこういう町づくりをするなかで、拠点がこの場所であればいいんじゃないかといったさまざまな検討は必要でございます。

今、アリーナの中に、というお話がありましたけども、それはやはりあそこは体育施設でございます。そこで完結できるかという、そういう拠点を作るならばある程度そこに来て、今議員ご発言があったようなことが学べる施設となると一定程度の規模が必要ですし、当然そういう拠点を一個作ってそこに全部盛り込むのか、といったことも検討しなければなりません。ですので、そういったところを今後検討して進めてまいりたいと思います。

また、今おっしゃったように、現時点で歴史民俗資料館の新しい館長がこられて、そういったことをやっていたいただいているのは非常にありがたいことでございますし、そういった時に歴史民俗資料館の位置付けといったものの考え方も変わってくると思います。そういったことを総合的に勘案して、おっしゃるような趣旨のことにつきましては、森町にとっては重要な課題であり、今後取り組むべきことだと考えておりますので、しっかりと検討していきたいと考えております。以上です。

議長  
1 番議員

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 観光地として訪れる人を増やしたいとか、関係人口を増やしたいというのも思いますが、私がそれ以上に感じるのは、今住んでいる森町民の方が、自分たちの町を誇れる町とか、町文化、歴史を知ること自分たちのアイデンティティとか魅力、それが森に住んでいるという魅力に繋がると思うんです。本当に目に見えないものなのでちょっと掴めないのですが、それでも人を集める力になると思うのです。住む人も、そして訪れる人もそこに集まってくることで、集まる理由ができるという。

また、森アリーナというのは、防災拠点としても避難所としても一番安心できるという集まれる場所でもあります。町民も集まれる、

外から来た人も、まず訪れるというような場所にしていくのが、必要なんじゃないかと思うと、もっとそこを魅力的な場所にしていく必要があると思うのですが、今一度、何か整備するという方向の、何かあればお答えいただきたいと思います。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 川岸議員から、さまざまな観点からご提案をいただきありがとうございます。産業課長の答弁にもありましたように、それぞれの施設はそれぞれの目的を持っております。当然森アリーナ、総合体育館はスポーツをする場、町民あるいは来館者の健康増進のための施設であります。そこにあまり他のものまで、勿論いざというときには防災の機能もあるわけですが、更に文化的あるいは観光的な役割も持たしていくということは、少し違うのかなと考えております。

今回の川岸議員のご質問は、旧周智高校の機械実習棟を令和3年度改修する、その中で駐車場の整備も行われるということから今回のご質問に至ったかと思えます。まずは、この駐車場の整備にいたしましても、当初機械実習棟を改修して、今後シルバー人材センターあるいは不登校等教育施設わかばの利用を考えておりますが、そのための駐車場は建物の直ぐ近くに必要な台数だけ整備する予定でありましたが、せっかくあそこにあれだけの敷地があります。残念ながら去年は花火大会も、森の祭りも、町並みと蔵展も、この町なかで行えるイベントについては開催できませんでしたけども、そういったイベントの際にはやはり駐車場が不足するという課題がございますので、実習棟を整備するにあわせて114台分の駐車場を整備することといたしました。まず、これから整備をすることですので、当然整備をする目的としては、そのようにさまざまな目的で森町を訪れた方が利用していただけるように、ということを想定して整備をしようと計画をしております。ですので、まずはそこから着手をしてまいりたいと考えております。その後、当然全体の観光あるいは文化振興という面でさまざまな構想はございますけれども、

川岸議員からご提案いただいたようなことも考慮しながら、今後構想をまとめ、実現に向けていきたいと考えております。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員

( 川岸和花子 君 ) 私の個人的な希望としては、社会教育課にもっと予算や人員が増えることを希望して、一問目は終わらせていただきます。

二問目の森林環境譲与税について再質問させていただきます。森林環境譲与税については、答弁いただいたとおりです。令和6年から森林環境税というのが年間千円の金額で6,200万人の納税者が令和6年から納税するということです。森町では現在森林環境譲与税が2千万円弱譲与されているのですが、おそらく令和6年くらいには3千万円ぐらいになるのじゃないかと想像しております。目的については、先ほど町長がおっしゃったとおりです。

私が2月に出た静岡新聞で、森林環境譲与税で牧之原市の勝間田城という城跡を整備されたという新聞を見たときに、近辺の自治体で先程の目的と合わさっている。そして、5年間ですけど3千万円という予算がついているということがすごいなと思いました。山林の歴史というのは、昔は木が高く売れた頃に植林を沢山して植えたのですけども、材木の値段も下がり林業の人も少なくなって、利益があわないということで、中々経済的に成り立つのが難しいという形になってきて、植林された山も放置されて、手入れもされずに密集して脆弱で危険をはらんだ、そういった山林になってしまったという歴史があります。林業を経済的にいかに林業を成り立たせるかというのも難しいですし、そういう危険なところを伐採とか間伐とかして保全するというのも大切だと思いますが、その森林環境譲与税の使い方については、先ほどもおっしゃったように、各地方自治体で一任されているというか、そのかわり公表しなさいということでもあります。

その中で、この勝間田城の利用例というのはすごく画期的というか、利用の幅を広げる一例だと思います。森町はやはり、この平

たい平野から山林に入る場所ということで森林と隣接している。また、森林の中にいろいろなものがあるということなのですけども、私の観点から、観光と絡めた整備ができるとすごくいいなと思います。お城ブームというのもあるのですけど、天方城、城ヶ平公園も非常にきれいに整備されてます。途中の案内も増えてますし、前は行くまですごい不安だったのですけど、案内が増えたことで安心して行けるというか。また、飯田城も崇信寺から歩いて整備されてますし、すごくきれいにはなっているんですけども。もっと他にも天方本城であるとか、また、栗の島にもお城があったとかそういう山城ですけども、この場所というのは今川、武田、徳川がせめぎあった、興味のある人はすごくワクワクする場所だと思うのですよね。私は奈良出身ですけど、奈良は奈良時代とか卑弥呼の時代から大和朝廷から、それがその土地にあるのが当たり前で、そのころはすごいと思わなかったんですけど、静岡に来て徳川家康が本当にここで走り回っていた場所だというのがすごくワクワクしたというか。なので、全然違うところから来た人は本当に武田と戦っていた、そして敗走した、そういう逸話が沢山残っているというのは、非常に魅力的な場所だと思います。

また、あちこちで御城印帳といったものを作ったりされてますけど、2023年のNHKの大河ドラマの予定が徳川家康らしいです。なので、非常にこれはチャンスかなと思うのですけど、そういった今まで目を当ててなかった山城などを、森林の整備を兼ねて整備して御城印帳とか、スタンプラリーとか、ちょっと形は分からないですけど、そういったことに利用をできないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。森林環境譲与税の活用方法にかかるとご質問かと思えます。森林環境譲与税の利用目的等につきましては、先ほどの町長の答弁のとおり法律で規定されています。それで、何故全国民から集めて貴重なお金を税として集めてそれを

森林整備に使うのか、使えるのかというのは、森林に土砂防備の機能とか水源涵養機能とか、ひいては森林整備をすることによって、木材にCO<sub>2</sub>を蓄積して地球温暖化に資するという、日本でいえば全国的な課題を解決するために全国民から集めているわけでございます。ですので、そういった貴重な集めたお金の使い方として、当然まずはそういったものに必要な財源として考えるというのが、私ども行政マンは法に従って税金を投資して町の課題を解決していくという意味では、そういった視点はまず第一として考えるべきだと自分は思っています。

それで、その中で例えば都会の人たちがあまり森林整備が無い中でどういったお金の使い方が出来るかといいますと、木材の建築物を作って停滞している木材の利用を図ることによって森林が更に整備されて、そういった全国的な課題の解決に繋がるといったことでございます。ですから、都会の人もそうでない方からも同額を集めて、その貴重な財源を使っていくという視点を忘れてはいけないと思っております。

その中で、森町にとって何が課題かということになります。森町には森林が9,500ヘクタールほどあります。今、基金として整理させていただいておりますけれども、それは決してその財源が余っているから基金に積んでいる訳では無くて、荒れた森林整備、そうでない森林もいろいろな努力の結果でなっておりますが、本当に理想的な森林整備をするには、その財源では正直とても足りません。そういったまず主な目的というところに従って、やはり私たちは考えていかなければならないとは思っています。

牧之原市の案件につきましても、新聞が出てこちらからも聞取りをさせていただきました。こういった捉え方をされて、市としては少し困っているといったお言葉がありました。それはあくまでも森林環境譲与税をここに活用したのは、城の周りにある森林の整備をやるということでお金を充当しているのであって、文化財保護のためにやっている訳ではないと。ここの文章にもございますけれども、

手入れをしなければ樹木や堀や土壌を痛めるほか、倒木や土砂崩れの危険性も高まる。森林整備をすることによって、そういった公益的機能を補完できるからそういった充当をさせていただいたということ。牧之原市から静岡新聞に対してちょっと書き方が違うのではないかということをお願いして、ネット情報からは削除の依頼をしているということでございましたので、牧之原市としてもあくまでもその森林整備を行うことに対して譲与税を充当したということでございます。結果的にその史跡の保護を両立したということでありまして、森林環境譲与税の使い方といたしましては、まずは森町のそういった課題を解決することに充当することを基本としていきたいと考えております。

それとともに、当然森林整備以外に例えば公共的な施設を作るときに、森町だからこそ木材的な利用を使うとか、そういったいろいろな全体的な森町の課題等優先順位をつけた中で、森林環境譲与税として、それが例えば公共的木材建築に充当できるとかそういったことでの使い方というのは、当然検討すべきだとは思いますが。森町の課題である森林整備と町全体の課題と優先順位を図りながらやはり進めていくべきだと思っています。その中で、じゃあ城を活用する際にその森林整備がどうしても必要であるとか、森林整備自体が公益的機能の発展に繋がるであるとかという判断ができれば、そこについては検討の余地はあるかと思っていますけども、お金があるからそういったものに使えばいいのではないかということでは、それは川岸議員自身もご案内のことだとは思いますが、やはり森林環境譲与税の充当の考え方としては、そういったことを基本に考えていきたいと思っています。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員

( 川岸和花子 君 ) 大変説明いただいて、良く分かりました。産業課長のおっしゃるとおりだと思います。山林の管理というのは、本当に知識がないとできないというのを最近すごく感じるのですが、これはやはり知識が必要だと思います。ただ伐採するにして

も、その土地であるとか、地形であるとか、どっち向きであるかとかというのでも、全く違う判断をしなければならないというのは、やはり分かっていない人ではできないと思います。そのためにも、人材を育成していくという方向も大切かと思えます。また、町内にはフォレスターと呼ばれるような資格を持った人もおられたりするので、そういう方々を巻き込んでというか、そういう検討委員会というか森林環境譲与税をどう使っていくかというような検討委員会は、いろんな方を入れてのそういう会は設けておられるのでしょうか。

議長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長野 了 君 ) 川岸議員の再質問にお答えします。森林環境譲与税としてそういった検討会等を設けているかどうか、また、どうするかということだと思います。まず、森林の整備に関しては当然森林環境譲与税ができて、各市町間、あとは県ともいろいろな検討会、勉強会、情報交換をしております。その中で、森町としては森林組合ともこういう財源が出来るからどういった活用する方法があるかということ、森町唯一の事業団体でございますので検討会等も開いております。

あとは、各市町でどういった取組みをしているかと申し上げますと、例えば掛川市では森林整備のアドバイザーであるとか、そういったものを直接雇用したりしています。森町において何をしているかといいますと、県の山林協会、県からアドバイザーを数名来ていただいて、これまでも年度間に何度か、4・5回ほど森林環境譲与税や今の新しい制度に対してどう取組んでいくかを担当者間でアドバイザーのご意見をいただきながら、今後のあり方について検討をしているところでございます。その中で、今後町民なりいろいろな方を巻き込んで森林整備をやっていくという段階になれば、そういった検討会の設置も一つの案であると思えます。現段階では、今それこそ川岸議員からご発言があったように専門的知識が必要なことでございますし、それを持ったいろいろな市町の取組みを承知して

いる県から、山林協会等からきていただいている森林アドバイザーの方がいらっしゃいますので、そういった方々と検討しながら今後の森町のあり方について検討していきたいと考えております。

議長

( 亀澤 進 君 ) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員

( 川岸和花子 君 ) 森林環境譲与税、また森林環境税というのはこれからずっと入り続けるお金です。木というのも植えて直ぐ活用できるものではなくて、短くても50年60年、長くて100年というようなサイクルで考えていかないといけないという、普段の暮らしとは感覚を変えてやっていかなきゃいけないということ。また、森を守り国を守るという観点からもすごく大切な税金だと思っておりますので、これから検討を十分にさせていただきたいと思っております。

愛知県の足助町という有名なところですけども、紅葉等で結構有名ですが、今半分切り倒して100年後の多様性、観光のために植え直していると。そういう物差しも持って活用しているそうですので、国を守るという観点も含め、観光という森町のこれからの発展という点も含めて、考えていただけたらと思いながら質問を終わらせていただきます。

議長

( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前11時50分 ~ 午後12時59分 休憩 )

議長

( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

8 番、中根幸男君。登壇してください。

8 番議員

( 中根幸男 君 ) 8 番、中根幸男でございます。私は、先に通告しました二問について、町長に質問させていただきます。

初めに、旧周智高校跡地利用について伺います。これにつきましては先程の川岸議員と重なる点もありますが、少し違う角度、観点から質問をさせていただきます。

旧周智高校跡地利用については、令和2年5月に周智農林学校創設者であります福川泉吾、鈴木藤三郎両翁の顕彰庭園が完成し、令和3年度の当初予算には機械実習等の改修並びに駐車場の整備等が



計上されました。そこで今後の跡地利用について伺います。

駐車場等整備後の残りの面積がどの程度あるのか。

二つ目、テニスコートの利用について当初計画に上がっていたように思いますが、どのようになっているか。

それから三つ目、陣屋峠の高台に障がい者就労支援施設ワークスつばさもみの木があります。現在は、袋井市の社会福祉法人明和会が施設の管理運営を行っておりますが、ノーマライゼーション、これは厚生労働省の理念は、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すということでもありますけれども、この観点から、周智高校跡地に移設できないかどうか。

それから四つ目、これもある時期このような話も出ておりました、歴史民俗資料館の移設についてはどのように考えているか伺います。

次に、二番目、通学路防犯カメラの設置について伺います。静岡県警では森町における警戒態勢について、飯田・園田・三倉の各駐在所を廃止・再編し、夜間の警戒態勢を強化することになりました。そこで子どもの登下校中の防犯体制を強化するため、通学路等に防犯カメラを設置したらどうかと考えております。防犯カメラは犯罪の抑止にもなりますし、容疑者の身柄拘束にもつながっていきまして、全国的に設置件数が増えております。既に県では通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱も制定されています。また、新聞にも載りましたけれども警察署が運用する街頭防犯カメラ、これは袋井市ですけれども、こうしたものもあります。また、中部電力の街頭防犯サービス等ということで、設置方法もさまざまあります。是非計画的に設置を進めてはと思いますが、考えを伺います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) 中根幸男議員のご質問にお答えいたします。初めに「旧周智高校跡地利用について」申し上げます。

一点目の残りの面積についてでございますが、令和元年12月に

静岡県から購入した学校用地12,738平方メートルから、すでに整備が完了している町道拡幅部分、顕彰庭園と、今回整備を予定しております旧機械実習棟敷地、駐車場部分を除きますと、残りの面積は約6,270平方メートルとなります。

なお、今回整備する駐車場は現況敷均しによるもので、アスファルト舗装をするものではありません。

また、残りの面積のうち、プールや格技場敷地として利用されていた部分2,270平方メートルは、一段高くなっております。

二点目の「テニスコートの利用について計画に上がっていたが、どのようになっているか」について申し上げます。

これまでの一般質問の答弁や全員協議会の報告で申し上げますように、テニスコートの利用につきましては、周智高校跡地の指定用途の一つとしています。これは、静岡県との売買契約書の用途指定において指定用途として記載をしているものでありますが、旧周智高校跡地利用の今後の整備方法や時期につきましては、庁内に「旧周智高校跡地整備庁内検討委員会」を立ち上げておりますので、まずはその検討委員会の中で、テニスコートを含め跡地利用について検討してまいりたいと考えております。

3点目の「障害者就労支援施設ワークスつばさもみ木分場の旧周智高校跡地への移転」について申し上げます。

ワークスつばさもみの木分場は、町が平成2年に町の中心部から少し離れた陣屋峠の高台、森2187番地の4に建設した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害者福祉サービスの就労継続支援事業のうち、就労継続支援B型に該当する定員15名の施設で、平成23年度から袋井市にある社会福祉法人明和会が運営を行い、現在本町からは14名の方が利用されています。就労継続支援事業とは、障がいのため通常の会社や事業所に雇用されることが難しい方に働く場を提供するとともに、労働そのものや仲間や職員との関わりの中で、個々の知識や能力を向上させるために必要な訓練も行う事業で、雇用

契約を結び利用する A 型と、雇用契約を結ばないで利用する B 型の 2 種類があります。

現在、町民で就労継続支援事業を利用している方は 67 名で、このうち、A 型の事業所に 5 名の方が、B 型の事業所に 62 名の方が通われています。ワークスつばさもみの木分場は、森町で唯一の就労継続支援事業所で、この他の 53 名の方は袋井市や掛川市等近隣の事業所を利用されています。

議員ご質問の旧周智高校跡地への移転についてですが、現在の事業所の場所は、周囲が落ち着いた環境で、ほとんどの利用者が長年通っている利用し易い事業所であると理解しています。また、建物も適正に管理されていることから、移転が必要という認識はございません。

しかし、就労継続支援 B 型は特別支援学校卒業後の進路の選択肢の 1 つとして利用を希望される方や、一般就労されていたが諸事情により離職され、利用を希望される方もございます。さらに、今まで家から出られなかった方が、通常の世界生活を営むために一般就労を目指すステップとして利用を希望される場合もあり、利用者は年々増加しています。また、多くの町内の利用者が、送迎等家族の負担の大きい町外事業所に通っている状況から、町内に新規事業所が必要であると考えております。今後、民間事業者が町内に開設を希望する場合には、旧周智高校跡地をはじめ、小中学校の統合により跡地となる場所なども提供候補地として検討していきたいと考えております。

四点目の「歴史民俗資料館の移設についてはどうか」について申し上げます。歴史民俗資料館の建物につきましては、議員もご承知のとおり、明治 18 年に現在の森小学校校庭の南側に建設された旧周智郡役所の庁舎です。大正 15 年、郡制廃止により周智郡役所としての役割を終えた後は、地方事務所、商工会事務所などに使用されてきました。昭和 48 年に森小学校敷地拡張に伴い解体することが決定しましたが、山本紀太氏を会長とする旧周智郡役所保存会が

払い下げを受け、翌昭和49年に保存会により蓮華寺敷地内に移築され、町指定文化財となりました。昭和53年に保存会から町に寄付され、資料館とするための改修工事を行い、昭和54年7月11日に森町立歴史民俗資料館として開館し、現在に至っております。

現在の歴史民俗資料館敷地は借地であり、借地である以上いずれ返還することを想定すれば、移転先の確保は必要であります。そのようなことから、旧周智高校跡地の指定用途として歴史民俗資料館を挙げております。

しかし、建物は町指定文化財のため、移築には森町文化財審議委員会のご意見を伺うことが必要であり、移築作業は文化財としての建築専門家の指導のもとに行うこととなります。また、現在の場所から移築するには、曳家という移築方法は高低差があるため困難だと思われまますので、一度解体をして再度組上げることになり、費用が高額になることが見込まれます。

現在、地主さんとの土地貸借契約は継続していることから早急に移築を必要とする状況ではなく、将来的な移築に備え、工法や事業費、時期などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、「通学路防犯カメラの設置について」申し上げます。

現在、町では防犯対策事業として、町内会が行う防犯灯設置事業に対し、補助金を交付しております。今年度は94件、190万5千円の補助金申請がありました。申請は全てがLED防犯灯への付け替え、あるいは新設であり、新設は34件ございました。この事業により、町内にはLED防犯灯が年々増加しており、町内1,461箇所に防犯灯が設置され、静岡県警察によりますと、令和元年の犯罪率は県下で6番目の低さとなっております。

議員ご提案の防犯カメラにつきましては、犯罪の防止や摘発、容疑者の拘束に大きな効果があるものと考えております。県の補助制度を利用した通学路防犯カメラの設置にあたっては、適切な撮影方法や撮影範囲等について警察署からの指導・助言を受けたうえで、町内会等が通学路に向けて設置、撮影する場合に、補助金が交付さ

れます。

しかしながら、防犯カメラは個人のプライバシーを侵害する恐れがあり、かつ、維持費は町内会等の負担となること、録画したデータの管理や運用規約の作成が必要であることなど、町内会等の負担が非常に大きくなることが想定されます。

また、学校では、登下校中の防犯対策として、平成30年に関係省庁で作成された「登下校防犯プラン」に基づき、各小学校における防犯対応の必要な場所の確認を行いました。その結果、直ちに防犯対応を行う必要がある場所はないが、警察等からの不審者情報等があった場合、警察、教育委員会、学校間で情報を共有し迅速な対応を図ることや児童への防犯意識を高めるため防犯教室を行う等、防犯に向けての取組みについて確認を行ったところであります。

このようなことから、町といたしましては、防犯対策として今後も防犯灯の更なる普及促進、子供110番の家の活用や、スクールガード、防犯ボランティアの養成を図ってまいりたいと考えます。

また、周辺市町の取組みを参考にするとともに、町内会等の意向を把握し、要望が多ければ防犯対策事業として、防犯灯の設置とあわせ、防犯カメラの設置についても警察や中部電力の取組みを参考に補助制度の制定等を検討してまいりたいと考えます。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長  
8 番議員

( 亀澤 進 君 ) 8 番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) 初めに、旧周智高校跡地利用の関係でございます。残りの面積が6,270平方メートルあるということで、特に旧のプールの跡地は一段高くなっているところが、2,270平方メートルということでございます。これについては、一つは今言った歴史民俗資料館の移設ということもありますけども、私はこの三番目のワークスつばさもみの木。これが長年通う方も大変だというようなことから、下に降ろしたらどうだというような意見も、随分長い間聞いてきました。現在袋井の明和会が管理してるものですから、この明和会の考え方もどうなのかなということでお聞きし

ました。明和会としては、できれば下に下ろすことは望んでいるということでございまして、もみの木分場の利用者は、ただいま町長からお話がありましたように14名ぐらいということです。その中には生活介護という障害者福祉サービスを受けてもいいような方もいて、仮に下に降ろした時には就労継続支援B型、これは15名の定数だそうですけど、そういう補助制度も活用できるのではないかとということ。それから、通常的生活介護5人というような施設に仮に降ろす場合にはしたいというような意向のようです。

今お話がありましたように、森町からも就労継続支援、他の施設に通ってる方も数多くあるものですから、その辺も将来的には考えていただきたらどうかなと思って。これは私個人の考えだけでなく、そういうご意見というか声があったものですから今回こういう質問をしたわけで、是非将来課題として。あれも平成2年に建設したということですから、年数も相当経っています。いずれ老朽化して、また建て替えという時期も来るかと思えます。そういう時には、少し考えていただきたいなと思えますけども、どうでしょうか。将来的な考えです。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田 章 浩 君 ) 保健福祉課長です。中根幸雄議員のご質問にお答えをします。もみの木分場につきましては平成2年に建設ですので、既に30年経っております。30年ですので、まだまだ既存の施設としては利用可能かとは考えております。

それから、実際運営をしている明和会につきましては、うちの方からも法人としてどのように考えを持っているかということについて、法人としての考えを教えてくださいという話は何度かさせてはいただきますけども、最終的に法人としてこうしてきたいというような意向までうちの方にはまだきていないといったような状況にあります。

ただし、先ほど町長の答弁にもありましたように、就労支援B型につきましては需要が増えており、多くの方が町外に通っていると

いう状況もありますので、就労支援B型の事業所について、他の民間事業者も含めて町内には就労支援B型の事業所が必要だろうと認識はしてございます。明和会だけではなく、近隣の法人さん等とお話をしながら、できるだけ早いうちに町内に誘致できればと考えております。以上です。

議 長  
8 番議員

( 亀澤 進 君 ) 8 番、中根幸男君。  
( 中根幸男 君 ) あと、四番目の歴史民俗資料館の移設。これはやはり私も、曳家では無理で一度解体するとなかなか建築は難しいというようなお話も以前から聞いてました。しかし、やはり現在の歴史民俗資料館につきましては駐車場も狭いし中々が上がっていくにも大変だということで、ああいう周智高校の跡地のような場所に来れば、より多くの方が利活用してくれるのではないかなと。そしてまた、それはすなわち森町の歴史を学んでいただけるという場所にもなりますので、その辺も本当に駄目なのかどうかという点を。町内にも検討委員会があるということですから、その辺も是非もう一度よく検討をお願いできればありがたいなと思いますけども、どうでしょうか。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。  
( 太田康雄 君 ) 歴史民俗資料館の移設についてでございますが、確かにあの建物を移設する場合、一度解体をして再度組み立てるという作業になるかと思いますが、それが果たして可能かどうかということの検討・研究も必要ですし、また、現在町の指定文化財になっています。それで明治18年建築の旧郡役所というと、県内でも稀な建造物であります。そういったことを考えると、やはりあの建物は残すべきだと私は考えております。ただ、移築をした場合、そして今後の使用に耐えられるように改修が必要になった場合、改修を行ったことで指定文化財から外れるという可能性もあります。どちらを取るかということになりますけども、指定文化財であるかないかということも大事ですけども、あの建物の外見を見て、こういったものが旧郡役所として森町にあったんだなと思っていた

ただのだけでも良いのではないかと考えております。この点については先ほどの答弁でも申し上げましたように、現在の場所が借地である以上、やはりきちんとした移転先を考えていかなければいけないとそのように考えております。

議 長  
8 番議員

( 亀澤 進 君 ) 8 番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) 二番目の通学路防犯カメラの設置について、再度伺いたいと思います。

質問を出すにつきまして、いろいろと私も、駐在所が廃止される、それはすなわち森分庁舎の強化ということもありますけども、いずれにしても三倉の駐在所、園田の駐在所、飯田駐在所が3月末をもって閉鎖をされるということですから、地域の皆さんとしてはそれに代わる何か、やはり防犯カメラ的なものが欲しいねというようなことをございました。

そこでいろいろ研究をちょっとしてみますと、ひとつはやはり静岡県で通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱というのがございます。これは、対象は市町ということです。政令指定都市は除く市町。補助対象経費としては、自治体を実施する通学路防犯カメラ設置事業に要する経費に対して、町が補助する場合における当該補助に要する経費ということで、補助率は市町が補助する額に要する経費の2分の1ということです。ですから仮に、設置費が20万円なら10万円の補助を県からいただけるということになるかと思えます。それから上限額がありまして、通学路防犯灯カメラ一台当たり15万円ということです。事業期間は、令和2年から令和4年までとなっていて、これは時限ですから多分継続ということもありうると考えております。それから、これは掛川市でもこの要綱等も作って設置を進めているようであります。

それからもう一つは、静岡県警が実施する可搬式の街灯防犯カメラでございます。これは静岡県警本部が、防犯といいますか犯罪の多い地域に限って設置をするということで、現在県内の9地区で45台の防犯カメラが運用をしていると。それがたまたま袋井市の東



一、東二地区へ設置をされたということで。袋井警察署にもちょっと様子を伺ってみたのですが、あくまでも設置主体は静岡県警本部だそうです。従って、管理だけ袋井警察署で行なっているというようなことで、ただこれはいろいろ聞いてみると6か月というような設置基準が、原則6か月で順次移設するというようなこともちょっと聞きました。これでは無償で設置してくれるでしょうけども、6か月だけではあまり効果がどうかという感じも受けました。

それでもう一つは、三つ目に中部電力株式会社の見守りポール街頭防犯サービスというのがございます。サービスの目的は、防犯、犯罪の発生の抑止。対象は自治体、商店街、自治会。それから、撮影場所は道路等の公共空間。利用のイメージとしては、防犯カメラに付属するSDカードに常時動画を保存して、事件発生に備えた証拠保全を行う。記録期間は概ね2週間。不正アクセス防止の観点からインターネットには接続されず、直接の映像ということでスタンダードローンの録画ということになってるようです。事件が発生しない限り映像の閲覧とかダウンロードの機会はないということですが、仮に事件が発生した場合にはパソコンやタブレットから簡単にダウンロードができるということで、非常に簡便な装置かなと考えました。これを見ますと、防犯カメラから数十メートルの範囲内に入るとパソコンやタブレット端末から防犯カメラに無線接続することができて、電柱に登ることなく映像の閲覧やダウンロードが実施できますということです。街灯の防犯サービスの初期費用が5万4,300円。これは設計費等だと思います。機器等工事費は格安タイプというのがありまして、16万7,800円。スタンダードタイプが23万3,000円。それから運転の保守費用が一台当たり年間2万5,800円だそうです。

そこで、この3通りの方法なり補助制度がありますけども、これらを組み合わせて考えると、やはり県の補助とこの中電の見守りポール街頭防犯サービス。これを活用して、実施したらどうかと考えます。特に昨年は泉陽中学校が森中学校に統合され、4月からは三

倉小学校・天方小学校が森小学校に統合になりました。父兄の皆さんからも、特に子どもたちの安全が心配だというような声も聞きましたので、駐在所も廃止されるということから、例えば三倉地区に一箇所、防犯、犯罪の抑止として防犯カメラを設置すべきだと思いますが、どうでしょうか。そこで、やはりまずは県の要綱等も、あるいは中電の私が言いましたような内容等も調査していただきながら、町として通学路防犯カメラの設置に係る補助金交付要綱的なものを制定をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

議長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えをいたします。中根議員から防犯カメラの設置ということで、まず三倉地区にということをございました。まず県の補助金の要綱の確認をいたしますと要件といたしまして、登下校防犯プランによる緊急合同点検等の結果、防犯カメラの設置が必要と判断された箇所に設置をするというところで、まずはそれについての点検が必要かと思っております。

それから、防犯カメラといいますと基本はポイント、点というようなところで撮影をするというようなところをございます。その辺りはやはりしっかりとした危険な箇所の特定をする必要があるのかなと思っております。カメラの設置につきましては、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。それから、警察署から適切な撮影方法、撮影範囲等についての指導助言を受けることということで、こういった規制等条件があるものですから、そういったところをまずはクリアをしていただくというようなところで、初めて防犯カメラの設置が可能になるのかなと思っております。

この県の補助金の交付要綱を見ますと、先ほど議員から提案がありましたように、中部電力の見守りポール、この設置も県の補助金交付要綱の対象にもなっているというようなことです。これについては、防犯カメラの設置場所として電柱が防犯カメラの設置に選ばれていることが多いと。それから、自治会が自分達だけで設置から

管理まですると負担が大きいというようなことも配慮したうえで、県としては補助金交付要綱の中に盛り込んでいるということでございます。

町といたしまして、この補助金交付要綱の作成でございますけれども、町長から答弁がありましたように、まずは防犯灯の設置等を重点的にやっていただいて、先ほど申し上げましたように、防犯カメラとなりますと一点の撮影というようなところでございます。町内会等で要望が多いようであれば、防犯灯の設置と合わせて防犯カメラの設置についても補助制度の制定等検討をしていきたいと思っております。以上です。

議 長  
8 番議員

( 亀澤 進 君 ) 8 番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) 町長の答弁、それから課長の考え方も分かりましたけども、私が調べる範囲ではそんなに100万も200万もかかるようなものではなくて、先程言いましたように中電の見守りポール街頭サービスというのは、初期費用と設置費込みでも20万円から、それこそ27、8万円というようなことです。そんなに大きなものではないと思いますし、また運転保守の費用についても2万5,800円というようなことですからそんな莫大なものでもないです。これをじゃあ町の負担が大変だとすれば、場合によればどうしても設置をしていただきたいという自治会なりに半分出してもらおうとか、そういう方法もあろうかと思えます。ですので、これは勿論地域の要望をよく聞いてといううえで、是非こういう制度を設けていただきたいというのが私の要望というか質問ですけども。もう一度、町長からちょっと。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 中根議員の再度のご質問でございますが、防犯カメラの設置については今までも答弁をさせていただきましたが、これまでの防犯灯の設置につきましても町が全額を補助しているわけでもなく、設置費用の一部を補助する。事業体は町内会でございます。そして使用した電気量であるとか、あるいはLEDにな

ればほぼ交換することはないですけども、電球の交換等については町内会で負担をしていただいているということでございますので、これに合わせて防犯カメラの補助要綱を作成するにしても、全てが町の負担で行うということは考えておりません。ただし、必要な場所があれば当然その要望に応じて設置を検討してまいりたいと思っておりますし、答弁でも申し上げましたように、後々の管理又は日常の管理については町内会等が担っていただくということでございますので、そういったことも理解していただいたうえで設置の要望があれば、それは答えて参りたいと思っております。

また、これまでも申し上げているように防犯カメラは広範囲を対象にするものでありません。どの位置に設置をしてどこにポイントを置くかということについては、やはり令和3年4月1日からの統合によって、実際に子供達、小学生の三倉地区・天方地区からの森小までの登校が始まった時点で適切な場所というものも、想定されてくるのではないかと思います。今すぐどうということではなくて、そういった諸々の検討を加えたうえで、必要に応じて補助要綱を作成し、補助を行ってまいりたいとそのように考えております。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。  
( 午後 1時41分 ~ 午後 1時55分 休憩 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

次に3番、岡戸章夫君。登壇してください。

3番議員 ( 岡戸 章夫 君 ) 3番、岡戸です。本日は通告のとおり、町長に3問質問させていただきます。振り返れば4年前に議員として初めて一般質問に登壇してから、今日を含め15回の議会にて、合計30件の質問をさせていただきました。ここで町長をはじめ、教育長や課長の皆さんと議論してきたことは、私にとっても、また地域の声としても大変有益であったかと思います。また、一般質問を機にさらに協議を重ねた結果、いくつかの施策も実現させていただき、感謝しているところです。

さて、本日が任期最後の一般質問となりますので、本日も当局の

考えをしっかりと伺いしたいと思います。

まず、一つ目の質問です。森町では地域公共交通計画に基づき、地域公共交通会議が毎年開かれています。私も2年前より会議のメンバーに加わっていますが、少し感じているところがあります。会議要綱には必要となる事項を協議するとあるものの、実質的にはこの会議では事前に当局と各事業者間等で合意され、作成された計画書の承認を図る場になっていると言ってよいでしょう。それ自体を否定するものではありませんが、本来は地域の声をより吸収し、反映させた議論や検討がこの会議の前にされるべきではと考えますが、当局の考えを伺います。

二つ目の質問は、DX、デジタルトランスフォーメーションの取組みについてです。以後DXと呼ばさせていただきます。総務省は令和2年11月より地方自治体のDX推進に係る検討会を4回にわたり開催し、12月には自治体DX推進計画を策定しています。これによりますと、計画の意味や目的、推進計画の対象期間が明記されています。自治体におけるDXとは、デジタル技術を活用し、組織はもちろん、組織以外が社会全体で情報を共有しネットワーク化することで、人々の生活をより良いものに変革するものです。

このような状況の中、周辺の自治体でもDX推進室など専門の部署を設けるところが増えております。DXは従来のIT化の単なる延長とした協議の取組みでは達成が難しく、森町でも部署の新設が必要ではと考えますが、当局の考えをお伺いします。

三つ目は、同じく総務省は令和3年度地方財政対策として、地域プロジェクトマネージャーの制度を創設しました。これは、地域・行政・民間の橋渡しをしながら地域の重要プロジェクトを推進することができる人材確保に要する経費について、一人当たり年間650万円を上限とした地方財政措置を講ずるものです。以前より町が喫緊に推進していく必要のある事業においては、外部からの人材活用も一つの手段ではないかと訴えてきましたが、この制度を有効に活用できないか検討すべきかと思いますが、当局の考えを伺います。

議 長  
町 長

以上、答弁のほどよろしく申し上げます。

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。初めに、「地域公共交通会議の進め方について」申し上げます。

議員ご案内の地域公共交通会議について少しご説明を申し上げますと、地域公共交通会議は「道路運送法施行規則」第9条の2の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業に関し必要となる事項を協議するために設置するものとされております。また、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便性の確保・向上に寄与するよう努めることが求められております。加えて、地域公共交通会議の構成員は、同法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを必ず委員としなければならない、第2項で規定されている道路管理者、都道府県警察、学識経験者等は、主催する市町村長が必要と判断し、構成員に加えることが可能となっております。

本町における現在の会議の委員でございますが、本町会議要綱第4条において、町長を会長とし、運送事業者の職員、住民又は利用者の代表、静岡運輸支局職員、袋井警察署職員、袋井土木事務所職員、森町社会福祉協議会職員、学識経験者等の22名から構成され、議員につきましては、学識経験者として参加いただいているところでございます。

さて、国土交通省による「地域公共交通会議の設置並びに運営に関するガイドライン」では、道路運送法に基づく事項を協議する具体的指針として、1・地域の移動ニーズの把握、2・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、3・自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、4・一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項、5・互助による運送との連携に関する事項、6・会議

の運営方法その他会議等が必要と認める事項の6つの事項を留意しつつ、協議を行うものとされております。

また、会議の具体的な運営方法につきましては、中部運輸局発行の「地域公共交通会議等運営マニュアル」において、法令上必要となる事務的な手続きについてまとめられ、中でも自家用有償旅客運送などのコミュニティバスについては、手続きごとにどの関係機関と事前調整が必要か詳細に示されております。これまで、地域住民からの要望による町営バスのバス停設置や移設、運行ルートの見直し等については、このマニュアルに基づき、事前調整が必要な事項として整理し、地域住民をはじめ、公安委員会、道路管理者等に実際の現場をご確認いただいたうえで、十分に調整を行い、地域公共交通会議において協議を実施しております。代表的な例を申し上げますと、吉川線における問詰バス停の移設、森中学校入口バス停の移設と名称変更、城下地区・草ヶ谷地区における運行経路の変更などがございます。

このように、事前調整が必要な事項につきましては、現在も十分に実施しているところでございますが、今後、森町地域公共交通計画の推進にあたり、デマンドタクシーなどの新規事業を検討する場合には、より細やかな事前調整や議論が必要であると考えます。また、議員ご提案の地域の声を反映させることにつきましても、地域におけるニーズ調査などを行う必要性があると考えております。その際には、他自治体の先進事例等を踏まえ、関係各所が参加する作業部会などの開催や地域ニーズの調査方法などについても、広く研究してまいりたいと考えております。

ただいま申し上げましたように、地域公共交通会議による協議、事前調整につきましては、今後も引き続き丁寧に対応してまいりますので、議員におかれましても、本会議の構成員として貴重なご意見をいただくとともに、ぜひ、地域からの要望につきましては、事前調整や取りまとめにご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、「D X推進において専門の課を新設する予定はあるか」について申し上げます。デジタル・トランスフォーメーションにつきましては、総務省において令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(D X)推進計画」を策定いたしました。

この推進計画では、各自治体において、推進計画を参考に全庁的な推進体制の整備や情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化などデジタル社会構築に向けて取り組むこととし、都道府県においては、各市区町村のデジタル・トランスフォーメーションの取組みについて必要な助言、情報の提供、人材ニーズの把握・調整等、積極的な支援に努めることとなっております。

議員ご質問のとおり、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション推進については、ウィズコロナ、アフターコロナにおいてさまざまな課題に対応し、デジタル化を取り入れ迅速に対応するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせ変革(トランスフォーメーション)することが求められます。これらの改革には、組織的な対応が必要となるため、森町においても近隣自治体で取り組んでいるようなデジタル・トランスフォーメーション推進本部の設立やデジタル・トランスフォーメーション課の設立が必要と考えます。

しかしながら、職員の数につきましては、森町職員定数条例において定められており、定数以内で職員を配置し業務を行っておりますので、ただちに新たな課の新設は難しい状況となっております。

現在、庁内のICTの利活用を検討する組織として、課長職を構成員とする「森町電子計算組織運営委員会」及び若手職員で構成する「森町ICT活用検討会」を設置しております。

「森町ICT活用検討会」では、本年度森町公式ラインの開設に携わり、今年2月1日から公式ラインの運営を開始いたしました。



現在は、今後のデジタル・トランスフォーメーション推進につながるテーマについて検討をしております。また、「森町電子計算組織運営委員会」では、主に庁内のセキュリティポリシーや住民情報システムなどの基幹業務に関する運営を検討する組織となっております。

まずは、こうした既存の組織を活用し、デジタル・トランスフォーメーションについて取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、「森町電子計算組織運営委員会」及び「森町ICT活用検討会」は、従来のIT化の延長とした取組みであるため、今後は、国のデジタル庁の創設、標準システムの導入等、国や県、近隣自治体の動向に注意しつつ、森町に適したデジタル・トランスフォーメーションに対応した新たな組織等検討してまいりたいと考えております。

次に、「地域プロジェクトマネージャーの導入について」申し上げます。

まず最初に、地域プロジェクトマネージャー制度の概要について、簡単に説明させていただきます。令和3年度に総務省が新設する制度で、自治体の重要プロジェクトを推進するために、地域、行政、民間、外部専門人材などの関係者の橋渡しを行うと同時に、プロジェクトの進捗管理ができる人材を任用する場合に、国の財政支援が受けられる制度でございます。採用できる人数は、一市町村あたり1名で、一人当たり年間650万円を上限とした特別交付税が3年間措置されます。採用者は都会から地方へ人の流れを作るという観点から、3大都市圏などの都市地域から地方へ生活の拠点を移すことが必要となっております。

想定される人物像といたしましては、地域の実情を理解し、プロジェクトの達成に必要な専門的な知識、経験、人脈を有し、地域をチームとしてまとめられる人材であり、現地の地域おこし協力隊員を任用する場合には、その要件を満たすものと扱われております。

本町における、本制度活用の検討状況につきましては、来年度か

らの新制度ということでもあり、まだ本格的な検討は行っておりませんが、活動が3年間という期間に限定されていること、また、即戦力としての期待は裏を返せば、具体的なミッションが必要であると考えております。外部人材等の活用につきましては類似の制度もごございますので、まずは制度に対する理解を深め、他の自治体の活用事例等情報収集を行いながら、本町における活用の可能性について研究、検討をしてみたいと考えます。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) それでは、一つ一つ再質問させていただきたいと思います。

まず、地域公共交通会議の進め方についてです。町長から答弁をいただきましたように、作業部会等必要に応じて今後もやっていきたいということもありましたので、そちらの方はケースバイケースで、機会に応じて是非お願いしたいなと思います。

一番今回これを出させていただいたのは、森町全体を見ますと、やはり交通体系というのが山間部もあり、南部もあり、南部の田園地帯もあり、非常に複雑な、地域状況というか地形状況があります。北部の方は令和2年度から通学バスの支援も含めて、現在4月からバスが3台体制になるということで、北部というか三倉の方はそういったバスが大分充実してきたかなと。今後の活用が期待されるわけですが、一方で、有償バスが整備されていないような地域でも、やはり足の確保は求められてる訳です。議会でも提言させていただいているようなデマンドタクシーみたいな制度とか検討も入られるということで、地域によってやはり求められている交通体系とか、逆に言えば今ある資源をどう活用していくかで、やはりいろいろ今後詰めていかなければいけないことが沢山あると思います。そうした時に、やはりより各地域ごとの声を反映させて、ベストミックスといいますか、森町モデル、森町ならではの交通体系を作っていただきたいなと思いますので、今回そういった質問をさせていた

できました。私も2回ほど出させていただきましたけれども、従来からちょっと感じておりましたので、今日町長の答弁を聞かせていただいて、そういうことであればありがたいかなと思っております。

もう一つ質問ですけれども、この公共交通会議についての質問です。議会から出させていただいている提言の、デマンドタクシーの検討を進めるということで回答もいただいておりますけれども、その進捗状況というか。例えば本年度こういうことをやって検討していきたいとか、そういった今の進捗状況が分かりましたら教えていただきたいと思っております。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいまの岡田議員の再質問でございますが、デマンドタクシーを公共交通会議でどのように検討しているかという進捗状況でよろしいですか。公共交通会議で検討しているかということ。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

3番議員 ( 岡戸 章夫 君 ) 公共交通会議の中でどういう位置づけをしていくか。そうですね、含まれると思っておりますので。その考えでよろしいです。お願いします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 ( 佐藤嘉彦 君 ) 企画財政課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えをいたします。デマンドタクシーの関係ですけれども、これから益々高齢化が進むということで、いわゆる自宅まで来てくれるというデマンドタクシーというのは、有効な手段の一つであると町としても考えているところでございます。

ただ、地域の人口分布であるとか、あるいは地形、そういったものがそもそもデマンドタクシーが適しているかどうか。そういった課題であるとか、あるいは利便性の追求とコストの問題。そのバランスというのもあると思っております。

また、既存の交通手段との棲み分けとか、さまざまな検証すべき課題があるという認識をしているところであります。現在公共交通

計画の中でも中期計画ということで位置づけて、こちらの方を導入できるかどうかということについての検討を行ってるということでございます。その中で今年度につきましては、既にデマンドタクシーを導入をしております先進地等に職員を派遣をさせて、そこで事例等を聞かせていただいて、これからこういった形で展開をしていくかというようなところを現在検討しているところでございます。公共交通会議の中では、これからそういった形で提案をしていくということになるということで、まだ公共交通会議における協議事項というところまでは至っていないという状況でございます。以上です。

議長  
3番議員

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) 公共交通会議については了解いたしました。

次に、デジタルトランスフォーメーションについてです。これも答弁いただきましたように、今後はそういった組織も必要であるというようなことでした。

私はちょっと懸念してるのは、やはり町長もおっしゃられていたとおり、国からいろいろな新しい制度とか要求事項がくると、やはりどうしても運営している自治体の、当局自体はそんなにそれに沿って人員を確保できる訳ではないので、皆さんの仕事量というのが増える一方かと懸念しております。そういった中で新しいものが出てくるとそれに対する人員が割かれて、今でもおそらく管理職の課長さん達はいろいろなプロジェクトができるたびにそちらへ、通常の業務とは別にこなしていかなければいけないという。そういうところを非常に懸念をしておりましたので、今回再度DXについての質問をさせていただきました。

質問ですけれども、12月の山本議員の質問の中でも、インター周辺の開発についてプロジェクトチームを作るような話もありましたし、今度このDXについてもやはりそういった関係部署の人員を組織に充てていくようなことも考えられると、実際のところ業務量の負荷というのは大丈夫かと思うのですけれども、その辺はいかが

でしょう。実際の負荷量としては。

議長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えをします。先ほど町長の答弁からもありましたけども、現在庁内に課長職を対象とした森町電子計算組織運営委員会、それから若手職員で構成する森町 I C T活用検討会というものを設置しております。そういった既存の組織の中で、まずは検討をしていきたいということを考えております。内容についても、まずは D Xに向かうための既存の手続き等の洗い出し等の作業が基本になるかなと思っております。そういったところで、既存の組織の中で各課で担当するところの D Xに繋がるような業務の洗い出しをしていくということになると考えております。負荷というところになると、会議の出席等でそういった時間が割かれることはあるかと思いますが、内容的には現在それぞれの担当課でやっているところについての電算化といいますか、そういったところの洗い出しが、まずは基本になるかなと思っておりますので、負担にならないような形での取組みを考えていきたいと思っております。以上です。

議長  
3番議員

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) 一番最初に質問したとおり、片手間という失礼なのですけども、やはり従来の延長で考えると、中々 D Xの本格的には達成できないのかなというところが一番懸念しています。その辺お分かりかと思えますけれども、そこら辺の体制作りにあたっては十分検討していただきたいなと思えます。

それと、この D Xに関連した質問になるかもしれませんが、丁度旬な話題といいますか、最近ちょっと起こっている問題でラインというものがあります。2月から森町もラインを使い始めてこれからという時に、報道でありますようにセキュリティ問題が出たということで、ちょっと残念に感じております。

実際のユーザーの皆さん、町民の皆さんもそういった思いはされていると思うので、この D Xの質問をさせていただいてるので関連

して、ラインについて質問させていただきます。

まず、今回の件に関して、国や県から自治体でラインをどう使っていてとかそういった調査とか指導がありましたでしょうかということ。

それと、常任委員会の時も少し質問させていただきましたけれども、将来的に電子申請とか、そういったものにラインを使っていきたいということも聞いております。それについて、方向性について見直しというかちょっと待ったをかけるとか、そこら辺についていかがかということ。

三つ目は、ユーザーに対して森町の対応を何らかの発信をすべきじゃないかなと思うのですけれども。そのラインに関して、三つお聞かせください。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。岡戸議員のご質問にお答えをいたします。

ラインについてでございますけれども、国、県から指導があったかというところでございますけれども、ここについては今のところ指導等はございません。

森町のライン公式アカウントでございますけれども、日本のデータセンター、それから日本国内のライン公式アカウントの管理システム提供会社のデータセンターを使っているというところがございますので、まずは大丈夫かなと思っておりますけれども、その辺りまた詳細に今後の動向等を注意していきたいと考えております。

二点目の方向性でございますけれども、2月に公式ラインを開設して、既に1,000人を超える方に登録をしていただいております。現在ラインの画面見ていただくとお分かりになりますけれども、電子申請等のところについて、まだ仕様ができていない状況でございます。そういったところができるような形、ホームページ等の情報と連携したサービスを提供できるような検討をしていきたいと考えております。

三点目の森町についての対応でございますけども、先ほど一点目で回答させていただきましたように、今のところ森町での被害、影響というのは確認をされておられません。今後状況を確認して、万が一そういった制限等かかるようであれば、何らかの対応を考えていきたいと思っております。以上です。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) 今のところ、実は私もずっとラインを使っていなかったですけれども、そういったちょっと懸念があったものですから。2月に森町としても公式に使い出したので、やはり自分としてもどういう使い方をしているのかなということがあって、初めて森町のラインの発信とともに自分もラインを入れてみたのですけれども。そういった中で、今のところ情報発信のツールとして使われているので、実質的な被害とかそういうのは勿論ないのかと思っておりますけれども。先ほども言いましたように、なんだかんだやはり森町としての行政で使ってるわけですから、そういった国を挙げて騒ぎになっていることに対しては、何らかの発信が必要かなと私は思いますけれども、そこら辺再度どう考えますでしょうか。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田 康雄 君 ) ただいまのラインの問題につきましては、まだそれこそ事業者からの発表が昨日でございましたか、そのような状況でございますので、今の段階で何をどう判断して何を伝えるかということは時期尚早だと思いますので、必要に応じてそのような対応をとって参りたいと思います。

それから、今後の方向性につきましても、現在のところは方向性を変える段階ではないと思います。ただし、ラインの状況、信憑性等を確認のうえで、当然方向性を検討しなければならない場合には検討して、場合によっては別のことも考えていかなければならないとそのように考えております。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) そうですね、私もそう理解しております。

今後の状況に応じて、適切な対応をとっていただくようお願いいたします。

それから、三番の地域プロジェクトマネージャー制度についてです。こちらにも新設される制度なものですから、私も新しい物好きで言っているわけじゃないですけども、やはり議員として常に先を見て、使える制度は使うとかそういったことを常に考えておりますので、質問させていただきました。

それこそ始まったばかりなので、事例とか調べてもあまりこれからっていうところではないですけども。福岡県田川郡の赤村というところで、自治体としては3,200人くらいの規模の自治体さんです。自然学習村の源じいの森という、ちょうど森町で言えばアクティ森のようなそういった施設の支配人といいますか、マネージャーというかそういったところに募集をかけられている事例がありました。それから栃木県の矢板市で、スポーツコミッション事務局員ということで、スポーツを核としたそういった活性化みたいな、そういったところのマネージャーを募集している事例がありました。

総務省の概要欄を見ても、どちらかというに従来の地域おこし協力隊のまとめ役みたいな形でちょっと出ている感じがあるのですが、森町の場合は地域おこし協力隊の方が何人もいるわけではないですし、実際のところそういったまとめ役とか地域の橋渡しは、既に岩瀬君がやっていて、結構うまくいっているところも感じています。この地域プロジェクトマネージャーをもし森町が使うんだしたらどういうことがあるのか、どういうケースがあるのかなと考えてみました。

やはり先ほどもちょっと言いましたけど、これから森町が手がけていくプロジェクトの中では、やはりインター周辺の開発プロジェクト、これがやはり大きな一つの事業かと思っております。こういったところに、どういうことをやってどういう人材が必要になるのかというのを明確にしないと、なかなかどういう人材を招いたらいいかというのが明確にならないと思います。まずはそこを整理して



からだと思うのですけれども、将来的にはやはりここはどうしても推進していくべき事業だと思います。こういったところに仮に精通した人、それとかいろいろな人脈を持った方を招き入れるのも一つ、この制度を使うのもありかなと思って提案といいますか、質問させていただきました。

実際のところ、この地域プロジェクトマネージャーの概要を精査していただいたと思いますけれども、森町としてこういった活用が想定されるのか、もしありましたらお願いしたいです。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) 地域プロジェクトマネージャーの導入について、例えば考えられる事例としてインター周辺の開発ということを議員からご発言がありました。確かにインター周辺の開発については、森町にとって大きなプロジェクトになろうかと考えております。

しかしながら、まずは地域プロジェクトマネージャー、この制度が令和3年度から始まる制度であるということ。今現在の段階でも入手できる情報はありますけれども、まだまだ制度として始まっていないということ。地域プロジェクトマネージャー自体についての情報収集が必要であるということ。それから、インター周辺の開発プロジェクトにつきましてもまだまだ構想の段階でございます。いずれ具体的に事業を進めていく中でそのような人材が必要になり、また、最適な人材があるということならば、地域プロジェクトマネージャーの採用ということも選択肢のひとつになろうかと思いますが、今の段階でどのプロジェクトということは、まだ具体的なことは申し上げられないというのが現状でございます。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

3番議員 ( 岡戸 章夫 君 ) 了解しました。私もある程度それを承知して質問させていただいてますので申し訳ないですけれども、こういったいろいろな国の社会情勢とかに応じて、国もいろいろな施策を出してきます。常にこれが森町で使えることはないのか、そうい

った考え方はこれからも持って調査していただいて、財源にも限りがあるので、こういった制度をうまく使って事業を進めていっていただけたらと考えます。以上で、質問を終わります。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 本日の日程はここで終了します。

次回の議事日程の予定を報告します。

明日、3月25日午前9時30分、本会議を開き、付託議案に対する委員会報告、各議案に対する討論・採決を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 2時37分 散会 )